

## 令和5年第4回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和5年8月25日(金曜日) 午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (12名)

1番	富永勉君	2番	菅野朝興君
3番	兼子長一君	4番	会田哲男君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	渡辺幸雄君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	金成英起君	12番	水野秀一君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主査 遠藤史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で26項目あります。

なお、議会運営委員会において協議をいただいた結果、一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問はありませんでした。

あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、富永勉君、（1）自主防災組織の整備についての質問を許します。

1番、富永勉君。

〔1番 富永 勉君起立〕

○1番（富永 勉君） それでは、質問させていただきます。

自主防災組織の整備についてであります。

昨今において、地震や台風など甚大な被害を及ぼす自然災害が各地で頻発しております。その脅威を未然に防ぎ、町民の安全・安心な生活環境づくりのために、地域ごとのきめ細やかな危機管理体制の確立が重要であると考えことから見解を伺います。

1つ目は、町民が「自らの生命と地域は自分たちで守る」という意識の下、その体制を構築する自主防災組織の整備状況と今後の見通しについて。

2つ目は、自主防災組織活動の充実を促進させる対策について。

3点目については、災害時における要支援者への避難対策について。

以上、3点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、地域防災計画は各行政区が位置づけられておりますが、地域住民が自発的、継続的に参加することが重要であることから、今後は整備を促していくために、防災への関心を持てるよう啓発や情報提供の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目につきましては、県補助金やリーダー研修会等を活用し、資機材の整備及び人材育成を図ってまいりたいと考えているところであります。

3点目につきましては、支援が必要と思われる要介護3から要介護5の介護認定を受けている在宅者、身体障害者手帳1級、2級保持者、精神保健福祉手帳1級保持者のうち独居者等につきましては、災害発生時に備え、安否確認や災害情報の提供、避難誘導等の支援を円滑に行うために災害時避難行動要支援者名簿の作成をしております。

この名簿は、地域の民生委員や地域包括支援センター、消防署、警察署に情報を提供しております。しかし、この名簿掲載者に対するさらなるきめ細かな個別避難計画については、個人ごとに具体的な支援者などの登録が必要になることから、作成に時間を要し、全ての掲載者に作成するまでには至っておりません。今後は優先地区などを検討し、順次作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 今ほどそれぞれ答弁いただきました。

まず、組織の構築というところでは、それに向かうという中身でありましたけれども、災害は忘れた頃にやってくると。町民が町民の生命、財産を守る安心・安心な重要な対策であります。後期基本計画の中で、重点プロジェクト、災害に強いまちづくりプロジェクトとして計画しております。さらには、浅川町地域防災計画における中で、自主防災組織の整備において災害対策基本法第5条の規定にもあります町においては、行政区単位で設置、その組織の充実を図ることが義務づけられております。企業に対しても、果たす役割を認識させるということで明文化されております。まさに近隣町村では整備が進んでおり、先ほど言ったようにこちらについての各行政の組織構築は今すぐ実行するというところでは、安心・安全なまちづくりについては不可欠でございます。地域の防災力を高める不可欠な取組として、いつまでに取り組んでいくのかということまでちょっとお答えいただきたいと思っております。まず1点目、再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

自主防災組織ですが、スローガンとすれば、自分たちの地域は自分たちで守るということで、自覚と連帯感を持って組織を遂行していただきたいわけなんです、各行政区、浅川町ですと26行政区ございます。大きなくくりでいいますと行政区の役員さん、地元の消防団、あと消防団に付随する協力員、この3つに大きく分け

られるかと思えます。自主防災組織につきましては、浅川町は慣例でいきますと行政区イコール行政区の役員さんが自主防災組織の役員ということで、事実上なっております。こちらの自主防災組織の充実なんです、いつまでかというおただしですが、今ほど申し上げました26行政区でございます。今後、先ほど町長答弁にもあったとおり、県の資機材の補助金等もございまして、メニューもございまして、あとリーダー研修等も、今年度はもうエントリーは終わったんですが、来年度からも継続してございまして、そういうのを含めまして、まず26行政区のうち何行政区かクローズアップして、このクローズアップもスポットで選びたいんですけども、令和元年の水害の際に被災した行政区を中心に年次計画で26行政区、最後まで研修が受けられて、整備も充実できるように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 取組についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目の質問に対しての再質問でありますけれども、組織活動を充実させる対策というところでは人材育成というお言葉がありました。まさにこちら、整備を促進させるというところの要素として、地域のリーダーシップを発揮するそういった地域の指導者、これはやっぱり不可欠かなというふうに思っています。

まさに今は防災士という資格がございまして、防災士の資格を取ることによって、いわゆる自主的に地域の方が動いて、それに伴って地域の結束が高まり、地域全体の災害の備えを進めるというところでは重要な役割でございまして、そういった防災士の資格をまずは随より始めよ、職員にまず率先して取っていただいて、そして地域の方にも、一人でも多くの方に資格を取っていただく。

そういった誘導というところでは推奨していただき、研修会の開催、他町村では防災士の受験料の助成等もやっている事例がございまして、まさに防災士の養成、防災意識の向上というところでは防災訓練、さらには救出訓練、そういった取組は今年からでもできると思うんです。自治体、消防署などとの連携というところで、さらに効果的な対策を実現していく取組、そういった計画というところでは今すぐできるのではないかと思いますけれども、その辺の考え方について再度ちょっと質問させていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

先ほど来の自主防災組織ですが、改めて申しますと、地域防災組織イコール各行政区となりますが、各行政区、役員さんでもどなたでも結構なんです、今ほど申しました、地域のリーダーですから、やはり区の役員さんになるかと思いますが、防災士の資格取得、これは県のほうでも定期的に開催しております。先ほど申しましたリーダー研修もそうなんです、年次計画で推薦しまして、財政のほうを協議しながら、町として研修に行ってもらわなければならないので、こちらは助成してしかるべきだと認識しております。

職員も、私が答弁しているということは総務課が消防、防災担当なわけなんです、今まで2名で担当をしておりましたが、頻発する災害に対応するために、今年度は1名増員して3名体制で行っております。今言いました区の防災士、こちらの講習もともかく、今後町として、町職員としても研修を受ける考えはございまして、実はそれ以外にも、地滑りを予測できる研修もありまして、山地防災ヘルパーというんですが、私は若いとき、担当のときに取得しております。このような資格も当然長い間に生かされますので、それも含めて防災士の

資格も、担当職員に取るようにこちらで導くこととしております。

それと、話変わりますけれども、ご存じかと思いますが、町消防団主催の模擬火災訓練を毎年秋、10月もしくは11月に開催しておりました。今年度はコロナ禍も落ち着きまして、従来どおりのスタイルに戻すということ消防団本団から聞いております。分団当番でやっていましたが、今年度は第5分団が現場となります。11月末を予定しております。慣例でいきますと消防団と自主防災組織、こちらがコラボで訓練を行うわけなんです、このメニューの中にも従来バケツリレー等ございましたが、自主防災組織のメニューにもう一步踏み入れたような訓練、メニューを導くように本団と協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） そういった今ほど答弁いただいた取組についてはしっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、最後に質問させていただきます。

3番目の要配慮者への避難対策というところの再質問でございますけれども、災害発生時、先ほどありました要介護3から5を中心にというところであります。そのほかにも障害者、妊産婦、さらには外国人までというところが、やはり要配慮者への避難行動には必要だということ認識しております。

まさにこういった方については、困難に直面してということでありますけれども、町防災計画においては、避難支援について、町は要支援者への避難支援、個別の避難計画によって取り残されないよう要支援者の迅速な発見に努めるというふうに明記されておりますが、私が思うには、こういったことが明記されておりますけれども、災害時の緊急時において、町だけでは対応に限界があるというふうに思ひます。そういった認識を再度いただきたいと思ひますし、災害時の迅速な対応というところでは、やはり身近な地域の、先ほどもありました自主防災組織等の体制も踏まえた協力が絶対不可欠かなというふうに思ひます。まずそれが1つ目。

それから、名簿情報というところでは、私も十分説明を受けましたけれども、保健福祉課で万全にそういった名簿は作成されております。しかしながら、されてはいますが、災害時に計画どおりの避難が実施できるのか、もう訓練なきところに迅速なこととはちょっと難しいのかなというふうに思ひます。そういったところ、まさに課題を改めて認識されて、改善いただきたく、考えを最後にちょっと伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 3点目、お答えいたします。

まず、要援護者に対するの支援ということで、身近な部分ではないかということですが、まさにおっしゃるとおり、そうでございます。一応、計画上では民生委員とか地域包括支援センターと申し上げましたが、やはりふだんからのご近所の目、常日頃の近所の方の支援、情報というのが大事だと思いますので、その辺は、そういう情報は地域包括支援センターなり民生委員で酌み取っていきたくと思ひます。

あと、計画どおりに避難できるのかということですが、これも、先ほど町長答弁にもありましたように、個別支援計画をまず充実させて、本人の同意なり、あと誰が支援者で、この人はどこに避難すべきなのか、家族構成はどうなのか、身体状況はどうなのかということまでこの個別計画には盛り込まなければいけ

ないので、その辺はちょっと時間はかかってしまうとは思いますが、各自の個別計画まで立てて、計画どおりにその方が避難できるのかというのは、次の段階でも徐々に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ひとつ地域全体の安全を守るということで、効果的な対策の実現をお願いしたいと思います。1つ目については以上でございます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）高齢者への福祉対策の充実についての質問を許します。

1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 2つ目の質問でございます。高齢者への福祉対策の充実について質問させていただきます。

「健やかに老いる」高齢者が家庭や社会において、もっと健康で楽しみの持てる社会が必要であると考えます。そのため、趣味や実益の得られるような副業なり、生きがいの持てる高齢者の講座など、幅広く行政面に取り入れていく必要があると考えることから、見解を伺います。

1つ目は、高齢者が元気に生き生きと暮らせるための健康寿命延伸対策について質問させていただきます。

2つ目は、できる限り自宅で暮らせるよう配慮するための高齢者独り暮らしや高齢者世帯への支援について、質問させていただきます。

以上、2点についてよろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、「健やかに老いる」ためには、子供の頃からの「自分の健康は自分で守る」という意識づくりが必要と考えております。小・中学校時代から歯、食育・運動・心の健康づくりや認知症への理解を深める事業を継続して行っており、学校保健との連携、推進につながっております。

特定健診については、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方が対象となり、町での集団検診や石川郡医療機関での施設検診が受診可能となっております。国民健康保険加入者については、人間ドックとがん検診を一緒に受診できる機会づくりをしております。また、集団健診においては、休日も受診可能な環境づくりにも努力しているところであります。

また、がん検診の受診率については、県平均を下回るものではなく、精密検査の受診率においても、未受診者への徹底した受診勧奨をし、90%以上と高い受診率となっております。これらの特定健診やがん検診を実施することにより、生活習慣病の早期発見・早期治療につながっているところです。

高齢者については、総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて介護予防として高齢者の運動教室や地域サロンづくり、運動を目的とした集まる場所づくり等の支援を行っております。

2点目につきましては、高齢者世帯や高齢者の一人暮らしの方の支援として、各地区の民生委員による訪問、社会福祉協議会による配食・会食サービス、一人暮らしの高齢者の急病や事故に対応するための緊急通報システム事業や、徘徊の可能性がある高齢者の身元を判明させるための見守りQRコード交付事業などがございます。地域包括支援センターにおいては、一人暮らし、高齢者世帯を訪問し、把握できていない世帯については

お達者確認往復はがきを送付し、実態把握に努めております。また、24か所の地域サロン、傾聴ボランティアによる家庭訪問、防火訪問等で安否確認に努めているところです。これらの事業を通して、地域で見守る目を多くすることが重要であると考えております。

また、関わりの薄い高齢者に対しましては把握する機会をつくり、困ったときに相談できる場所の紹介を継続して行うことで、つながりをつくるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） まず、今回この質問をさせていただきまして、改めて当町の福祉の充実というところを認識させていただいたわけでございます。さらには、福祉の向上に向けた活動としまして、日頃から担当部署として保健福祉課、保健センター、地域包括支援センターの取組というところにも改めて敬意を表していきたいなというところで感じております。

今ほど答弁ありましたけれども、まさに健康寿命というところでは、平均寿命という言葉がありますけれども、この格差を縮めるという取組でございます。健康寿命、平均では70歳そこそこでございます。やはり平均寿命とは10歳ほど差があるということで、この延伸のために予防医療等健康増進にまさに取り組んでいくというところで、今町長の答弁にもありましたけれども、一部、福祉の充実がされているという当町の内容というところではがん検診の受診率、こちらについて、国はこの受診率50%を目標にしておりますけれども、我が町は40%であります。県内では20%から30%で推移しているというところでは、県下でもまさに上位というところでもあります。こういった結果の要因についてはいろいろ多々あるかと思っておりますけれども、特にがん検診の無料、さらには特定健診等についても1,000円で健診、そういった施策。さらには、長年の保健委員の体制、これまでの取組の積み重ねがそういった数字にも表れているというところでございます。

もう一つ、取組の中で大事なものは健康増進の取組でありますけれども、こちらも浅川町、介護予防事業として包括支援センターが中心に取り組んでいるサロン会、これ23団体も存在するというところで、活動が活発に展開されている。さらには、運動が目的の会というところでは9か所実施しているということで、太極拳やヨガなどが実施されている。

こういったところから、介護の認定率、これも当町は低くて、県内でも上位でございます。こういったことを改めて認識できたというところでは、まさに福祉の向上というところは我が町の強みであり、これをさらに魅力として何とかできないかというところで1つ目、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

高齢者福祉の充実、あさかわスマイルプラン重点プロジェクトにも健康長寿のまちづくりプロジェクトがございます。さらにはがん研究の先駆者、偉人、吉田富三博士の出身町として、我が町のがん検診の受診率40%から国の目標の50%以上に取り組むということになれば、これは県下一、そして国においても上位に入ってくる。さらには要介護予防、要介護者の減少の取組ということで、介護認定率、先ほど出しましたが、これも県内上位でございます。これを何とか県下一を目指していくということになれば、浅川町、今後高みを目指して健康予防県下一、日本一を目指すこのプロジェクトにしっかり取り組んでいただきたいなという期待を込めての提案でございますけれども、これについてはその取組をどのように考えるか、町長にお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民の健康と命を守るのは、私はじめ職員、そしてまた地域サロンとか社会福祉協議会とか皆様でございます。私たちは常に健康で100歳を目指してということを合言葉に、今いろんな高齢者とか障害者と職員たちが触れ合っております。そして、触れ合っている中でそういう要望を聞いたり、お話をして力をもらったりして、様々なことをやっております。そういう中で、やはり一番いいのは、そういう方々との触れ合いだと思っております。

特に私、特別養護老人ホームさぎそうとかいろんな施設を回っております。そして、特に障害者とか高齢者とお話ししているのは、やはりそういう触れ合いが一番欲しい。そしてまた、そういう入所している方は何が一番欲しいか。自宅に帰って、畳の上で寝たい。そして、お腹いっぱいご飯を食べたいという要望がございます。そういうお話を聞きながら接していますから、高齢者、障害者も恐らく安心して、浅川町はいいなと思っていると私は信じております。がん検診とか、様々なことは職員とともにやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） ぜひとも期待させていただきます。よろしく取組をお願いしたいと思います。

最後に、1つ質問をさせていただきます。

2つ目の質問、できる限り自宅で暮らせる対策ということでさせていただきました。こちらについての答弁の中で、地域の安全対策の充実というところで様々な見守りサービスの取組ということでありましたけれども、こちらはまさに地域包括支援センターを中心に方々充実した活動をされております。こちらについては、地域のそういった民生委員の協力も得てというところでは連携し合っておりしております。毎月2回の実施というところでは、まさにご苦労されていると。さらには、連携してというところでは消防、警察、医療、行政など、福祉だけでなく幅広く適切な対応というところで、定期的な情報交換のそういった会を設けてやっているということをお聞きしております。まさにそういった日頃の活動に感謝させていただきたいと思っております。

それで、対策というところでは、今ほどのパトロール、それからバリアフリー化ということもありますけれども、これは助成しております。課題というところでは、次の3つかなというところがあります。

まず、高齢者向けサービスの提供というところでは、今いろいろされておりますが、その中で緊急通報システムの設置というところでは、ちょっと現状では全体の1割しかまだ設置できていないというところがございます。この緊急通報システム、万が一あった場合には24時間、こういった業者へつながっていくということでは、やはり頼りになるシステムでございます。これの普及にさらなる検討をいただきたいというのが1点目。

それから、地域のつながりの活性化というところでは、まさに地域が支え合い、助け合う地域づくりということが必要かと思っております。イコール、ボランティアというところが必要かなと思っておりますけれども、これ、日常的生活支援というところではまさに洗濯だったりごみ出し、灯油、また草むしり、こういったところにも高齢者についてはご苦労されているということではありますが、気兼ねなくそういった地域の方の協力を得るということになれば、ひとつボランティアの一步進んだいわゆる有償ボランティアというところの立ち上げも事務局では検討しているということでもあります。この質問については、後ほど別な議員さんから予定されておりますので深掘りはしませんけれども、そういったところの課題。

さらには最後に、交通機関の利便性の向上というところでは、これは絶対に不可欠かなというところござ

います。まさに買物、それから通院、こういった交通弱者が存在するというのが実情でございます。しかしながら、近所の方のそういった協力も万が一の事故ということを考えれば、やっぱり決して善意だけでは済まないということで、やはり先ほどの有償ボランティア、一步進んだところのそういった体制が必要かなということでございます。現状、浅川町は巡回バスもちょっと今は通っていないというところでございます。

そういった3点、緊急通報システム、それから外出の支援、日常生活支援というところで、今後サービスのさらなる向上が支援として必要かと思っておりますので、こういった点についてちょっと質問させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この緊急通報システム事業は、なるべく早めに行えるような今後検討をさせていただきたいと思っております。

あと、地域で見守る、これは昔の古い話をすると、地域全体での結の精神を復活できれば、困ったことあるいは何かお願いしたいこととか、少しは改善できるかなと思っております。ですから、本当にできれば結の精神を復活して、地域でお話をさせていただければ幸いかなと思っております。

また、この有償ボランティアにつきましては、今様々に進んでおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、富永勉君。

○1番（富永 勉君） 1点、外出支援というところがちょっと抜けましたけれども、こちらもひとつ担当部署を中心に、再度サービスの充実を検討いただきたいと思っております。

最後に、町長に、今ほど課題というところでは認識していただき、改善を図っていただいて、高齢者の適切なサービスを受けていただくということで、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいただきたいと思っております。最後に意気込みをお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、高齢者を守るのは私たちでございます。安心・安全に暮らしていただくために、当然全てやらさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、3番、兼子長一君、（1）農機具マッチング事業の取り組みと農業振興についての質問を許します。

3番、兼子長一君。

〔3番 兼子長一君起立〕

○3番（兼子長一君） それでは、私のほうは農機具マッチング事業の取り組みと農業振興について質問をさせていただきます。

新規就農者、それから経営規模を拡大したい担い手におかれましては、昨今の農機具の値上がりや資材の値上がりで大変大きな負担になっております。そういった点から2点ほどお伺いいたします。

1点目ですが、農家で使われていない農機具やハウス、農業資材などを町内の農家が再利用できるいわゆる

「農機具マッチング事業」、これに取り組む考えはありますか。

2点目、現行の「人・農地プラン」に替わる地域計画策定作業、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、幾つかの自治体において、使われなくなった農機具等を譲りたい方と譲られたい方のマッチング事業が行われているようですが、現在のところ、本町においては要らなくなったので誰かに譲りたい、要らないのなら譲ってほしいなどの相談は特にございません。各自治体においても、実施主体や方法は様々であり、本町においては、民間主体で実施するのが望ましいのではないかと考えております。引き続き、農協など関係機関とも協議、検討していきたいと思っております。

2点目につきましては、令和4年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地利用の将来像を描く地域計画の策定が市町村に求められています。策定作業の進捗状況については、現在県や県農業会議の主催で職員や農業委員、推進委員に向けて、策定作業に関する研修が進められているところです。

また、各集落での話し合いにも使用する農地区の作成やアンケートなどの準備についても業者に発注し、作業を進めています。研修などで進め方を確認し、事務的な準備が整い次第、本格的に作業に入る予定であります。まずは9月から農業経営者、農地所有者の方々に今後の意向についてのアンケートを取る予定です。この意向調査を基に、各集落での話し合いを進めていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 今、答弁いただきました。

まず、1点目の農機具マッチング事業については取り組む考えはあるかという質問だったんですが、答弁では、こういった農機具の譲渡、売買、そういったものは相談はないという答弁でした。これ、相談がないから取り組まなくてもいいというものではなくて、やはりこういったものを掘り起こす、農家の実態をつかむ、これがないと、この事業は進まない。やらないということになっちゃいますね。

これは、実際農家の本心であれば、こういう事業があれば、やりたいという人はいます。そういう現場の声を聞いて、やれば、います。農機具屋とかそういったところを介在して売り買いすれば、いろんなメンテナンス、アフターサービス、安心ですけれども、そういったものは値段がかかる。メンテナンス料もかかる。そういう経費がかかるんです。この農機具マッチング事業に取り組んでいる町村においては、そういったところを町が、じゃ間に入って紹介しますよという取組なんです。そこで行政が入ることによって、農家同士の中でも安心感が生まれるわけです。そういったものの事業なので、浅川町でも取り組む考えはありますかという私の質問だったんですが、今町長答弁では、これは取り組む考えはないというふうに私は受け止めました。

しかしながら、今後農業担い手を確保する、農地の荒廃を防ぐ、そういう大きな農政の目標がある中で、こういう実際に農家が使う農機具、そういったものを買う、売る、その部分とリンクしているんですよ、実は。担い手で、経営規模を拡大したいという農家はいるんです。けれども、自分で持っているトラクター、コンバイン、田植機、これでは経営規模を拡大したくても、農機具の能力がそれに合わない。しからば、それじゃそういう大型農業機械を買うとしても大変な投資です。新車ですと、大型コンバインはもう1,000万以上です。

そういった高額な農業機械を取得できないのが実態なんです。そういった中で経営規模拡大もできない、農地も守れない、後継者もなかなかいないというのが実態なんです。だから、そういった点を含めて、行政がそれに関わるという取組、これは、私は必要だと思います。

それから2点目の「人・農地プラン」に替わる地域計画策定作業、これについては今答弁にあったように、9月からアンケートを進めていくということで分かりました。今年度はアンケートと集落への説明でいくと思うんですが、その後の状況を再度お聞きします。1点目の農機具マッチング事業については、全く取り組む考えはないんですか。それともいわゆる農協、それからそういった民間団体と連携をしてちょっと進めたい、検討したいという思いはあるんでしょうか、再度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今のところ、私は民間主体で実施するのが望ましいと思っておりました。それで、現場の声、現場で何人かいるというお話であります、そういう方を紹介していただいて、担当課も現場の方とお話しておりますが、そういう声を聞いていなかったということで、今後は検討していきたいという言葉でありましたので、そういう声があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。そして、どのようにマッチング事業できるのか、農協などと相談をしていきたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

また、最後の9月の意見調査、その後どうなんだということは担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

地域計画の策定につきまして、先ほど町長のほうから答弁ありましたとおり、現在アンケート等の内容の確認、どのようなアンケートにしたらいいかを検討している段階でございます。今回の地域計画につきましては、農地所有者等の土地を一筆一筆どうするか、ちょっと細かいアンケートになりますので、そのままいきますと答えづらい部分等もあるかなということで、なるべく答えやすいアンケートで、分かりやすい表現でアンケートしたいと考えておまして、ただいま検討しているところでございます。

アンケートは9月に発送の予定をしておまして、ちょっと時期はまだ未定になりますが、その後結果を取りまとめ、各地区において説明会、来年度におきましては関係者に集まっておきまして座談会を開催して、地域計画のほうを来年度中にまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 1点目の農機具マッチング事業なんですけれども、これにつきましては、私これを実際実施している鮫川村のほうに行って、いろいろ担当者の方にお話を聞かせていただきました。役場に関わるのは、あくまでもそういう農機具を譲りたいという方の農機具を実際見て、これは使えるのか、使えないのかという、そういう形で一旦見ると、使えるのであれば、それを登録して、そして欲しい人に紹介するというやり方なんです。だから、その中で役場は売買には一切関わらないんです。あくまでも紹介するだけなんです。そういう業務をやっているんです。

どのくらい今まで実績ありますかとお聞きしましたら、20件ほどもう実績、やり取りがあったということで、この事業、始まったのは令和4年度だったですかね。そういった中で、それだけの実績を上げているというこ

となので、実際売買に関わるのではない、あくまでも行政がそこで紹介する立場。それはなぜなのかというと、先ほど私が言ったように安心感なんです。行政に関わることによって安心して取引できる。そして、売買の契約は農家同士でやるわけですから、役場はそれには関わらない、あくまでも紹介をする立場。そういう形でやっているそうです。

ですので、ひとつこういうものをちょっと町として今後検討してみてもどうでしょうか。そういった中で担い手育成、農地保全、新規就農者の確保、そしてそこから広がるのは人口減少対策、定住・移住の対策です。町長、すごい力を入れている政策です。そういったものにつながってくるのじゃないでしょうか。そういった点で、町長、再度ご見解をお願いします。

それから、2点目のこの地域計画策定作業、これは来年度に向けて進めていくということで、これは分かりました。町長、1点目、再度答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 基幹産業は当然米、そして野菜です。私も一昨年からは、もうかる農業ということで今打ち出しております。そういうことで、私は今吉田富三記念館で販売したり、東京のミデッテに行って販売して、これは本当に一歩も二歩も進んでいると思います。今回も、先月ミデッテのほうに行って販売をやってまいりました。今後もそういうもうかる農業のために前進していきたいと思っております。

それで、行政が農機具の売買の紹介に入るものですが、先ほどお話ししたとおりに、農協の方々とどういふ方向でやっていけばいいのか、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）高齢者支援の有償ボランティア制度についての質問を許します。

3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 高齢者支援の有償ボランティア制度について質問させていただきます。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の買い物、ごみ出し、家事などを支援するための有償ボランティア制度は大変重要であると思っております。浅川町の現在の状況についてお伺いをいたします。

1点目、有償ボランティア制度に向けて現在の取り組み状況はどのようになっていますか。

2点目、一人暮らし高齢者世帯では、現在の指定ごみ袋の大きさでは袋がいっぱいになるまで日数がかかるため重くなり、夏場ですと臭いも発生するのでもっと小さい袋にしてほしいという要望がありますが、これについての検討はされているでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、有償ボランティア制度に向けての現在の取組状況につきましては、買物代行、調理の手伝い、ごみ出し、掃除などの助け合いのサービスメニューやその活動内容、事務処理等について、地域住民や包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員などで組織する協議会で検討され、ほぼ決定されたところです。今月末にはこの協議会の開催を予定しており、助け合いサービスメニューの利用料金等について、近隣の有償ボランティアを実践している町村を参考にし、足並みをそろえていく方向で最終的に検討したいと考えております。今後は有償ボランティア養成講座を開催し、サービスを提供する側のボランティアの募集、登録をしていただき、

10月にお試し体験を実施し、11月より本格的に事業を開始したいと考えております。

2点目につきましては、指定ごみ袋をもっと小さい袋にしてほしいとの要望についてですが、さきの議会でも答弁したとおり、現在のところ新たなサイズの導入には至っておりません。引き続き、このような声が寄せられていることにつきましては要望してまいりたいと思っておりますが、新たなサイズの導入にはさらなる製造コストや分担金の増加も考えられますので、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 1点目の有償ボランティア制度、これに向けて現在もう大変進んでいまして、11月からは本格的にこの制度をスタートできるという答弁でございました。大変いい方向で進んでいるなど今認識をしたところでございます。

この制度、確かに高齢者にとってはいい制度でございまして、有償ですから、多少なりとも頼む側はお支払いする、頼まれるほうは受け取るという形で、気兼ねなく頼む、頼まれるという制度であります。そういった中で、もう具体的に内容も決まりつつあるということではよかったなと思っております。

多分この制度をつくっても、課題、運用する問題点は、頼みたいという人はおりますが、それを受けて、じゃ私が買物やりましょう、ごみ出しやりましょう、草むしりやりますよ、そういうことをやっていただく方の登録、募集、養成講座を開いて、そういう方たちを育成する、募集するという計画のようですが、私がやっぱり心配しているのはそこなんです。頼みたい人がいっぱいいるんだけれども、それを担う人がどの程度いるかというのが、ここが多分、今後のこの制度の問題点になってくるかと思うんです。そういったものを幅広く受けてくれる方の募集、依頼、頼む、そういったものについて、現在町としての考えはどうなんでしょうか。再度、この辺お聞きします。

それから、2点目のごみ袋の大きさの件なんですけど、これは6月議会でも9番議員が質問されました。三、四人の高齢者の特に女性、そういった方からのお話ですと、もう今の指定ごみ袋の小さいほう、あれでさえも重くて、何メートルも離れたごみステーションまで持っていくのが大変だ、足が悪い、腰が痛い、そういう方も実際おられます。ごみ袋をもうちょっと小さくできないんですかねというご相談を受けました。

そういった中での質問なんですけれども、これはやっぱり高齢者本人にとっては切実な問題で、一人暮らしですから、ごみもそんなにたまらないんです。それを何日間も袋がいっぱいになるまで家の中に置くわけです。そうすると当然ハエも発生する、臭いも出るということで、そういう対応。

これは環境施設組合の事業ですから、浅川町だけで小さい袋を作ってくれと言っても、それはそうはいかないと思います。さっき答弁で、コストの問題もあるということでありましたが、ならば、こういったものを町独自で、ごみ袋を多少なりともやれないかどうかという、そういうことも検討すべきだと思うんです。広域事業だから石川郡5町村足並みそろえてやらなくちゃならないんだということではなくて、浅川町独自でこういうものをちょっと進めようかという、そういう発想も必要だと思うんです。その辺のことを再度、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 有償ボランティアの募集、登録を心配していただき、ありがとうございます。本町はまだまだ結の精神がございまして、恐らく登録はしてくれる方があると思います。安心しております。

あと、小さいごみ袋、これ、私、昨年管理者会議に諮りましたら、本当に浅川町だけでありました。浅川町だけでしたというのは、ほかの町村はそういうお話、小さい袋にしてくれというお話がなかったということです。お話ししたとおりに、コストがかかる、各行政に負担がかかりますよということです。それで、今後町で独自で行っていただきたいということでありますので、これは町としての今後の検討課題かなと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、兼子長一君。

○3番（兼子長一君） 1点目の有償ボランティア制度のいわゆるそういうごみ出しとか買物を担っていただける方の登録、それについて町長は、浅川町は結の精神がまだまだあるということで安心しているという答弁でございました。実際この制度がスタートして、そういう担ってくれる方が多く出ることを願っておりますし、私自身もこういうものに登録するという考えはあります。さらに声かけをしてやっていくという考えが私にもありますので、ぜひともそういう募集、精力的にやっていただきたいなと思います。

それから、ごみ袋については、今の答弁からするとそういう高齢者の要望は浅川町だけだということのようなんですけれども、それはどういう実態なのかがちょっと分からないですが、でも、いいじゃないですか、浅川町の要望だって。浅川町の住民がこういう要望をしているわけですから、それに行政として支援する、サービスをするというのは、浅川町の行政の基本だと思うんです。そういった観点でこういう検討もさらに深く進めていきたいと思いますが、このごみ袋の問題、町長、どうですか。もう一回答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） その前に、有償ボランティアです。3番議員も登録するというので、本当にその心意気だと思うんです、やはり。まだまだ浅川町にそういう方がいるということは、先ほどお話ししたとおりです。本当にそういう方がますます増えてくることを願っております。

それで、私が先ほど言ったのは、サイズの導入にはさらなる製造コストがかかりますよと、分担金も増加しますよということだったんです。やはりまだまだそういう小さい袋を作る方向にはなっていないということなんです。ですから、本当にどうしても必要であれば、やはり町の今後の課題だと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、6番、岡部宗寿君、（1）我が町の空き家対策についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

[6番 岡部宗寿君起立]

○6番（岡部宗寿君） それでは、我が町の空き家対策についてお伺いいたします。

町の中心部、各行政区などを回り、やはり目につくところは、とにかく空き家が増えてきたことです。議会の中でも、一般質問で何人かの議員がこの空き家問題についても話をしました。ある映画館の話なんかも随分しました。

そうした中、国もここに来て、ちょっと厳しい空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が今年6月に公布されました。また、公布され、日も浅いので明確になっていない部分も多々あるかとは思いますが、可能な範囲でお答え願います。

なお、空家等対策特別措置法自体は平成27年に施行されております。そちらの情報も踏まえ、3点ほど伺います。その前に1番の通告書内の「令和5年6月7日」とあるのを「6月14日」に訂正ください。

令和5年6月14日、改正空家等対策特別措置法が国会で成立しました。我が町で対象とされる空き家は何件か伺います。これは分かる範囲で結構です。

1つ、法改正で固定資産税の住宅用地の特例の適用がなくなると我が町での税収は幾ら増額になるのか、伺います。

1つ、空き家を管理するサポーター、これは制度をつくるべきとは思いますが、また、町で空き家を宿泊所として使うなどの考えがあるのかを伺います。

以上、3点です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在の空家等対策の推進に関する特別措置法に定義されている「特定空家」に指定している空き家は、現在のところございません。また、改正空家等特措法では新たに「管理不全空き家」という定義が追加されますが、現在のところ改正法は成立しているものの、施行されていない状況であります。なお、現在町で把握している空き家の数については145戸であります。

2点目につきましては、法改正後の「管理不全空き家」の具体的基準が示されていないことから、現在のところ固定資産税住宅用地の特例が不適用となる土地については試算するのが難しい状況であります。

3点目につきましては、現在のところ空き家を管理するサポーターや空き家を宿泊所として利用する計画はございませんが、空き家の利活用は移住・定住を推進する上で重要であると考えております。今後は空き家の利活用により町が活性化するように、空き家バンク等の空き家対策に力を入れ、充実させていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 145軒ぐらいいはあると。これらの法をよく読むと難しいんです。どこまでが本当の空き家か、空き家じゃないのか。結局、基準がまだ正確に固まっていないのが現状だと思いますが、でも、実質これも空き家というのは目に見えているので、この件に関しては、空き家として存在しているのか見極めるのがやっぱり重要であり、空き家の周辺で、まず住んでいる方の聞き込みとかを踏まえ、早急に町の対策本部などを立ち上げるべきと考えております。

次に、固定資産税の問題です。増額なんです、これはちょっと今のところ難しいということです。確かにこれも、町として税務課なり住民課なり、まず何軒あるのか、そこから調べなければならぬので難しいと思いますが、これまでは特定空家に指定された空き家が固定資産税増額の対象外でしたが、今後は管理不全空き家に指定された場合、固定資産税が6倍に上がるということなんです、今回の法改正では、6倍に上がるとまず考えられることは、町の空き家、持ち主は必ずありますが、それに対して、今度町としてはそういった方のように案内していくか、指導されるのか。また、持ち主にどのように連絡を取るのかなどを答えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

空き家の所有者等に対する指導でございますけれども、まず空き家であっても、空き家以外であっても、適正な管理はしていただきたいということで、今年度から固定資産税の納税通知書に同封する形で、土地、建物の適正管理をお願いしますということで案内をしているところでございます。それから、管理不全と思われるような空き家につきましては、戸別に訪問したり、住んでいない方につきましては現住所を特定するような作業をして、そちらのほうに直接通知を送り、対応しているところでございます。

また、空き家の調査の結果、連絡先が分かるようなところについては、その情報を基に連絡するなどしているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 本当にこれは難しい仕事だと思います。なぜかというと、そこにいる人と話してできるなら一番簡単なんですが、空き家というのはそこにいないから空き家なんだと思います。まず、固定資産税が上がるのは、特定空家に指定され、勧告を受けた翌年のことらしいんです。固定資産税を上げる、結局6倍になるというのは、しかし、該当した空き家の持ち主に流れの説明を案内する際は、今後の改正法は一般の方にはちょっと難しい内容があるんです。そのためには、町独自の空き家はこういうふうになりますよといったイラストとか、そういうものを含めた分かりやすい資料などを作成するのがいいんじゃないかと思います。

理由としては、町外に在住している人の実家、町外に出ちゃって浅川町に実家とかある人らが、もう空き家になっているんですから、そういう人たちが問題解決したり、誰かに聞いたりする前に、今言ったように納付書にこういったパンフレットなり案内書なりをつけて、実は今度の法改正ではこうなりますよというふうな優しい案内を入れてやれば、その人らも、今後売するのか、壊すのかとか、そういった問題が早期に分かると思います。だから、そういう空き家などを放置している方がいるので、その方たちに向けて、町から、ぱっと見ただけで分かる資料を渡したりなんなりするのが一つの考えです。

それと、現時点で固定資産税が6倍になるといって、今これから査定するのはちょっと時間がかかるのは分かりました。これからちょっと時間がかかると思うので、それなりのものはきっと近いうちに出せると思いますので、その辺になりましたらまた回答願います。

それと、町長、宿泊所に関する事なんです。これは、我が町には宿泊所がない。私は前の議会でも質問していますが、今度固定資産税が6倍になるとさっきも言いましたが、空き家を手放す人が少しは増えるんじゃないかというふうには推測できると思うんです。そこで、状態がいい空き家、あとは立地のいい空き家、なかなかそういうことはないと思うんですが、そういったものがもしあれば、町として宿泊施設として使うというのがさっき私が言った質問なんです。

例えば、町で今ふるさと納税で花火を上げたり、そういったことをやっています。そのときに、花火を上げた人とかふるさと納税をした人に、花火の日にそういった空き家を利用した宿泊所の案内を出して、そこで花火を見て浅川町に泊まってもらう。そのときに、浅川町のおいしい食材を提供して食べてもらう。そういった

のも一つの案だと思うんです。一泊二日の宿泊施設への滞在という形なんです、それを返礼品にするとか、そうすれば、ちょっとは、何でもかんで壊さなくてもいいような方法。先ほど言いましたように、宿泊所のない町ではなくなるんじゃないかなと思うんです。

そのためには、現時点で何軒の空き家があるのか、そのうちのどのくらいがすぐ使用できる家なのか、取壊しが必要な家なのかとか、それは協議の必要があると思いますが、とにかく町として空き家を管理するために、早急に空き家バンク、事業者に管理を依頼するほうが町としての業務の負担も減るかと思しますので、壊すか、町が買って宿泊施設にするか、どちらかと思うんです。その辺は町としても考えてもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目、町独自のイラスト等、あるいは分かりやすいパンフレット等は、これも今後様々に担当課ともんでいきたいと思っております。

あと2点目は、今の固定資産税が6倍に上がるというお話であります、法が改正される前に、これも検討しなければならないと思っております。まだ法が改正しておりませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

あと3点目、宿泊所は大変難しゅうございます。というのは、宿泊所は、造るのはそれなりのお金もかかるし、実際に宿泊所を造って、本当に毎週あるいは毎月泊まる方がいるかという、なかなかいないのが現状ではないかなと思っております。花火大会、ロードレース大会とかそういう大会、行事があるときは確かに人が多く、泊るところがなくて大変だと思っております。これも、宿泊所については、空き家については、町が今後活性化するように、空き家バンク等を再度利用して、空き家対策に力を入れて、もう一度見直ししていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） すみません、ちょっと補足の答弁をさせていただきたいと思っております。

岡部議員おただしの部分で、いわゆる今回の法改正を受けた管理不全空き家の関係が何件か出ておりますが、今ほど町長のほうから、法改正の時期の話、ちょっと触れたところであるんですけども、法律自体は改正されていると。6か月以内に施行という形で、管理不全空き家を規定した改正法自体がまだ施行になっていないと。そういう意味で、今町長のほうの答弁、固定資産税が6倍になるとか、その辺というのはまだ法施行前だという趣旨での答弁ということでご理解いただきたいと思っております。

あと、管理不全空き家の基準とかそういった細かいところについては、法の施行までに、今まさに国のほうでガイドライン等の検討をされているというような情報もありますので、町としましてはそういったところを見ながら、議員おただしの分かりやすい案内とかといったところは、国の資料などもよく確認しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 全くそのとおりで、自治体の中でどこが先にやるかとか、そういう問題もあると思えます。でも、やっぱりこの空き家問題、実質空き家があるということは、町自体過疎化が進んでいるということ

で、我が町ではもう逃げられない問題なんです。とにかくこのような問題は、長期的に我が町の弱みです、今、過疎化が進んでいるんだけど、でもこれを逆に強みと捉えるように、私らは町長含め、町議会も含め、町の執行の皆さんとも一緒に、これはやっぱり前向きに頑張っていかなければならないと思います。ちょっと言葉足らずですが、これからこの町をどうするのかというのは皆さん執行部にかかっていると思います。とにかく我々はこういうことを言うだけではなく、頑張るようにしますので、ぜひ皆さんと一緒に空き家がなくなるような方向でいきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当にありがたい言葉、ありがとうございます。言うだけでなく実行して、我々にもいろんなお話をさせていただきたいと思います。

この過疎化は我が町だけではございません。本当に各町村も、これは物すごく苦労しているところであります。そういう中でも、本町は本当に過疎化に少しずつ歯止めをかけていると思っております。ですから、極端に人口も減っておりませんし、過疎化も受け入れられるような状況でありませんので、私は過疎化を受けないように一生懸命頑張っていきますので、ご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（２）我が町でも異次元の少子化対策をすべきであるの質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） これも今の質問と全く何ら変わりのない、我が町には降って湧いているわけではなく、自然とここ福島県の自治体全体がもうこの問題に悩んでいます。我が町でも異次元の少子化対策をすべきである。町を活性化させることを目標としているのであれば、若い世代が鍵となることは言うまでもありません。若い世代がここに住みたいと思えるような環境整備を浅川町は急速に進めるべきだと思います。今何よりも一番の町の対策は少子化対策です。各自治体も出産祝金や児童手当を増やす案を検討し始め、国も異次元の少子化対策などと打ち出しております。

それを踏まえ、3点ほど伺います。

1点目、児童手当、出産費、高校通学費支援の強化について伺います。

1点目、結婚する若い人たちに、滝輪ニュータウンの土地を10年住んだら提供する案を以前質問したのですが、その後進まれているのか伺います。

1点目、少子化対策についての勉強会（対策協議会）を発足すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、児童手当は、子育て世代に対する経済的支援を目的として中学校終了前の養育者に手当を支給しており、国では異次元の少子化対策の一つとして、支給対象の18歳までの引上げが検討されているところであります。また、出産一時育児金につきましては、法律が改正され、令和5年4月より42万円から50万円に引上げられたところです。町における独自の児童手当や出産育児一時金、高校通学費の拡充につきましては、財政等の課題があることから、難しいものと考えております。しかしながら、子育て世代の支援のための施策については、他町村の事業も参考にし、国の施策の切れ目を埋めるような事業について、今後検討し

ていきたいと考えております。

2点目につきましては、年内に地域の方々との話し合いの場を持ちたいと考えております。その際に、花火の里ニュータウンの販売方法や利活用方法について協議していきたいと思っております。

3点目につきましては、少子化対策は出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、雇用、働き方、住まいなど様々な分野にわたる取組を総合的に実施する必要があります。また、それぞれのライフステージに応じた支援策については、時間のかかる長期策と同時並行で即時性のある短期策も必要であり、これらを切れ目なく継続的に実施することで、総合的な少子化対策につながるのではないかと考えております。これらの総合的な少子化対策を実施するための協議の場の設置については必要であると考えておりますが、人口減少、少子化という大きな問題は一市町村の力だけで打破するのは難しい部分でもございますので、今後の国・県の施策により後押しを注視し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長、この町は、石川郡とかの県南の中で出産費は第1子が5万円、去年は13人、第2子も5万円で、第3子で10万円、第4子で20万円、これはゼロだったんですが、第5子、1人昨年いたんです、5人目。浅川町ではこれは30万円なんです、残念ながら矢祭町では100万円なんです。これは、ちょっと魅力は100万円にいっちゃうんじゃないか。なかなかそちらまで行って産むという人はいないと思いますが、でも片方ではそうです。この辺では玉川村が幾らか浅川町よりはちょっと高い金額になっています。あとは、若干みんな低めなんです。

浅川町でいいのは、給食無償化もやっている。あとは、じゃ何かというと、前から言っている宅造、これずっと言っているんです。塩漬けとかいうか、もう何十年もあのままになっているんです。売れないのでそのまま、最初に売れたままの現状でやっている。実質は売れているんだけど、企業が買って、そのまま塩漬けになっている。だから家が建たない。

そうじゃなくて、もう前から言っていますけれども、例えば10年あそこで家を建てたら、お金をちょっと払ってくださいと。10年住み終わったらあげますからと云えば、今度逆に固定資産税取れるわけじゃないですか。最初10年間は家賃相当で建てればいいじゃないですか。家を建てるときに町内の大工さんとか工務店とかを使えば、なお浅川町で独自に100万なり200万なりの補助金を出し合う。これは子育て、少子化対策の一環です。一番先に考えるのはそこじゃないかと思うんです。前に町長も言いましたけれども、確かに町内の役場通り関係とかでは家は建っているんです。新しい家がじゃんじゃん建っています。でも、人口は増えない。

じゃ、これはなぜかという、町以外のところから浅川町に出てきた人が、ただ行ったり来たりしているだけなのかなというふうには思えない。この浅川町にどうやって子供を増やすかというときには、やっぱりもうこれ、国でも言っているじゃないですか、異次元の少子化対策。江田文男町長もそのぐらい考えてもいいんじゃないですか。滝輪の住民の方と話しすると今言っていましたけれども、前からそれをずっと言っているのは分かっているんですが、話ししたってなかなか前に進まないんだしたら、もう町長の独断とかそういうことで話を決めちゃったほうがいいんじゃないですか。

そして、前も言いましたけれども、駅の近くにマルシェとか置いて、全然進歩がないんならば、実は宅造の中に商業用地とか何か1か所あるんだけど、それはまだ売れていないと思うんですが、そういうとこ

ろを町でプレハブでも何でも、マルシェを持って行って、あそこを拠点にして移動販売をやるとか。移動販売も今のままでは駄目ですから、セブンアンドアイホールディングスとか今のリオン・ドールとか、そういうところの下請けなりで販売をする。そうすれば自然に人が集まるじゃないですか。今の宅造、何も無いところに来いと言っても、無理なんです。年寄りでも最初あそこに土地を買った人らは、都会で定年を迎えた人です。そうしたら、もういなくなるじゃないですか。あとがないんです。だから、それがもう今、一番新しい滝輪造成、あそこ何件も空き家があるんです。今回行って5件くらいありました。

だから、そういう状況なものですから、だったら話をする、話をしないじゃなく、町長の独断で、あそこに浅川町独自の少子化対策のためのそういった土地提供の話をもうしてもいいんじゃないですか。今しなくちゃいつやるんですか。何かこういう言い方をするとこかの先生もいましたけれども、今だと思えますんで、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子育て世帯で100万円くれるというのは、たしか一括で100万はくれないと思います。まず5年かけて商品券か何かだと思います。そういう中、100万円でも、なかなかその町村も少子化で大変悩んでいると思います。うちはそういう中でも、子育て世帯支援はほかの市町村より一歩も二歩も進んでいるかなとは思っております。

それで、子育て世帯支援では、水郡線を通っている大学生とか専門学生等について、今後そういう交通費を検討して、来年どうしようかと今やっているところであります。本当に子供に関しては強くやっていきます。

そういう中で、子供、子供と言っていると、高齢者の方にお叱りを受けるんです。町長、何だ子供、子供と。我々高齢者、今まで町を支えてきたのはどうなんだというお叱りがあるのも確かでございますので、子供も大事です、若い人も大事です、高齢者も大事ですから、やはり全ての町民の方々が幸せになるように、そういう施策を今一歩一歩進めているところであります。

あと、宅造、これはもう一度住民の方と地域の方と協議をさせてください。私3年前から協議をする、すると言って、いまだに行っていないのが本当でありますので、必ず今度の秋には今できる方向でやっておりますので、よろしく願いいたします。

あと、小・中学校の給食が無償化になりました。本来であれば、これを国で面倒見ていただいて、そのお金をもっと子供たち、障害者、高齢者に回せると思いますんで、この点を今国に働きかけているところであります。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今町長が言われたのはもともとで、いろんな面で国のほうに働きかけてください。町長が言えば、国のほうも動いてくれると思います。私は信じておりますので。

それともう一つ、高等学校等通学費支援助成金、これ1万円で127人に昨年はあげています。前もちょっと私、質問したかと思うんですが、やっぱりこれは実質公平ではないです。棚倉とか石川に通う人と郡山、白河に通う人で同じ1万円だと、これはちょっと不平等があるんじゃないかというのが、私が歩ったときの町民の声です。やっぱり、例えば郡山方面だったら月幾らぐらい、石川方面だったらこれぐらいというのは、そういう隔たりも必要かと。一律1万円というのは確かに聞こえはいいんですが、実質遠いところに行っている人か

らは、石川に行っている人と同じ値段ではちょっと合わないかなという声が聞こえます。それももう一度執行部でみんなで話し合ってください。

それと、少子化の中で町長が今言ったニュータウン等も一回も話ししていなかったんですから、今度は話ししてやってください。

最後になるんですが、過疎化が進んでいる他県の市町村の空き家の話で、地元の幼稚園と保育所に短期留学、それは都会に本当は勤めているんですが、田舎に来る人らがいるらしいんです。その人らはパソコン1台で来て、家族も田舎に住んで、家族を幼稚園に入れてやっているという町があるんです。それは北海道の厚沢部町というところで、保育園留学というのがあるらしいです。1週間から3週間ほど町に滞在してもらいたいんですが、その間、子供さんを保育所とか幼稚園に滞在させるプログラムを実施しているらしいんです。定員稼働率が低い我が町でもこのようなプログラムを積極的に実施して、こども園稼働率の向上かつ他県地域からの流入を狙い、少子化、過疎化に歯止めをかける機会をつくるのが大切だと思います。そういうプランが、過疎化になっているところで、全国を調べると結構あるんです。

だから、そういったのも一つなものですから、我が町でも、ただ黙って、来い、来いじゃなく、率先して呼んであげる。さっきの質問で空き家の話もしましたが、結局子供がいない、人口が減るということは全てにおいてマイナスなものですから、その辺を皆さんで変えて、ほかの市町村ではもう増やす方法やっています。白河辺りでもこういったこと全て、もうプロジェクトが始まっています。少子化対策プロジェクトというのは始まっていますんで、ぜひ我が町でもそういったプロジェクトを発足できるような方向で、少し頑張ってくださいと思います。なお、我々も頑張りますので、いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 通学費支援、これもともと4年前に始まったのは、白河に行っているたくさん的高校生のお母さんの方々から、水郡線で行ったり、あるいは水郡線がちょっと遅れていると棚倉まで車で私たちが送って、そこからまたバスで行くんです、すごい交通費がかかるんですというのから、いろんなお話を聞いて始まった通学費支援でございます。そういう中でも、石川に行く人、棚倉に行く人は確かに不公平でございます。でも、平等に平均して1万円にしたわけですから、少ないというのは今後の検討課題です。

というのは、検討課題といっても、先ほど言った給食費とかを国で面倒見ていただければ3,000万、4,000万が浮くわけです。それで皆さんに新しい補助を出せるわけですから、ぜひもう少しお待ちください。これは国で必ず近々行こうと思います。また、私も要望に行かせていただきます。

あと、少子化対策のプロジェクト、これは確かに6番議員が言っているそのとおりです。少子化対策は本当に待たなれどありますが、今産まれてくる子供から、全て少しずつやっているのが現状でありますので、そういう人口減に対して、そしてまた様々な補助に対して、皆さんの意見を聞きながら一步一步進めていきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長、ぜひお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順4、5番、木田治喜君、（1）スマート農業に対する町の見解についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） スマート農業に対する町の見解ということについてお聞きします。

農業分野では急速に高齢化が進み、年々従事者の平均年齢は上昇し、担い手不足も相まって従事者自体も減少の一途をたどっているのはご承知のとおりです。令和4年9月定例会で、同僚議員が次世代につなぐ農業振興の取組についてとして質問がありましたが、私は福島県みどりの食料システム基本計画にも網羅されているスマート農業に特化して質問いたします。

日本の食料自給率は近年37%と低い水準で横ばい傾向にあり、最近発表された2022年の自給率も38%と改善は見られない状況下にあります。このような背景から、スマート農業は農林水産省を中心に積極的導入が進められています。導入時には様々な課題もありますが、大きな効果も期待されているところです。私自身も漠然とした認識の中ですが、町のスマート農業に対する見解と取り組み方について伺います。

1点目に、確認の意味合いからも、過去5年間の浅川町農業従事者の推移を伺います。

2点目に、スマート農業の定義と効果及び問題としてはどのようなことがあるか伺います。

3点目に、町の基幹産業である農業を底上げするためのスマート農業に対する今後の取り組みや推進計画があるか伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、公表されている正式な数値が農業センサスの農業経営体数ですので、その数値でお答えさせていただきます。直近の調査である2020年時点は327件、2015年時点は404件でした。このことから、5年間で77件、約19%の減少となっております。

2点目につきましては、スマート農業の定義については、ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業とされています。その効果については、農作業に関する情報のデータ化による農作業の省力化、運転農機などの自動化による人件費などのコスト削減、自動化による生産性の向上、情報のデータ管理により、リスク回避や最適な栽培方法などの構築が可能になることから、農作物の品質向上と収益改善、熟練者の技術やノウハウのデータ化による技術の継承が挙げられます。問題点としては、いずれの機器も高価であるため導入コストの高さ、機器やシステムを使いこなすため、ある程度のICTなどに関する知識

の必要性、さらにスマート農業はまだ新しい取組であるため、各種機器の間でやり取りするためのデータの形式が統一されていないなどの問題もあります。

3点目につきましては、今後の町の取組としましては、国・県の推進方針に従ってJA等の関係機関と連携し、農業者への情報提供や現地検討会等の地域へのPR協力を進めてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1点目については、我が町も年々減少しているということで、今ですと19%、77件ぐらい減っているんだということですね。全国的な推移を見ても、例えば1960年、大分古い話になるんですが、これは国の統計ですのでちょっと誤りがあった場合はお許し願いたいんですが、1,175万人ぐらいいたということで、2000年になると240万人に減っていると。それで、先ほどもお話しした統計の推移も2020年ということになっていますが、全国で見ても136万人ということで大幅な減少になっているということが分かると思います。

それで、2点目について、当然先ほど町長からお答えの定義、間違っておりません。そのとおりだということなんですが、ロボット、AI、IoTの先端技術を活用する農業と言われて、なかなか我々もちょっとびんところないところも多々あるんですが、問題は、IoTが特にインターネットにつながオブジグスということで、モノのインターネットということになっていますので、モノのインターネットで製造されると、先ほども答えにありましたように、埋もれていたデータとかをサーバー上で処理、変換、分析、解析、連携するということが可能になるということです。これらを活用することによって、生産効率の向上や農業従事者の負担軽減を目指すことが主な導入目的とされていますが、今まで農業というと感覚的な熟練者のいわゆる昔ながらのスキルを持っている方たちが口伝で教えていったもの、それから教わっていたものがそういった係数で見られるということで、誰でも詳細かつ正確に把握が可能になるんだということが片側にあるんだと思います。

すなわち、農業に対しての入り口、変な話ですけども、サラリーマンをやっていた方でもそういった農業に取り組む道が開けていったのかなと。いわゆる入り口が広がったのかなということと、課題等も見える化することによって、併せ持つことによって、目的ということになるかというふうに思います。

問題点についても、先ほど町長から回答のあったとおりだということなんですが、従来の農業は費用対効果あまり見られず、設備投資が相当かかります。まして、生産出荷の設備をスマート化することによって、今度またハードルが非常に高くなっていくと。いわゆるお金の問題です。高くなるということで、それからもう一つは、既存の今持っている農機具だとか何かに対して、いわゆるインターネットにつながとか、そういったものを変換させるための機器を新たにそこにいれるとかということになるとまた再構築が必要になってきますので、それでもまたハードルが高くなるんだということだと。

それから、先ほど町長さんの話もありました、高齢者が多い営農者にとっては、ICTの機器の利用自体がハードル化するんだということだというふうに思います。それでも農業になぜ変化が必要なのかということなんですが、農業自体が抱えている問題を解決することなしには農業自体が不可能になってしまうと、やっていくことが不可能になって、よく言われる、前にもちらっと話したことあると思うんですが、いわゆるSDGs関係です。そちらのほうでも、「飢餓をゼロに」ということで、目標のゴールの2番目にちょっと書いてあるんですけども、そういったものが持続可能じゃなくなってしまうということがあろうかと思っています。それで、いわゆる町の既存農業、今町で置かれている農業にどのような問題があって、そういうふうな推移になっ

ているのかということをちょっと簡単でいいので、その辺が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、国においても町にしても、スマート農業の定着化にはサポートが必要でと。まだまだ入り口の段階ですので、スマート農業の推進のための調査や交付金のサポートが何点かあると思うんですが、今現在町が承知しているものがあれば、その項目を伺いたいというふうに思います。スマート農業を進める上で、国のサポート、それから県のサポートとかいろいろあるかと思いますが、それが少しでもあるのであれば、項目をちょっと伺いたいというふうに思います。それから、町独自でもスマート農業に対してこんなことのサポートをしているんだよということがあるんだしたら、併せて伺いたいというふうに思います。

3点目について、町としてはスマート農業自体が認知されてから6年ぐらしかたっていません。これからますます加速していくのではないかなというふうに思っています。令和3年の3月版福島県スマート農業等推進方針の中にも、スマート農業の目指す将来像や目標項目の期待される効果として、新規就農者など熟練者でなくとも、高度な判断が可能なのいろいろと書かれています。その中には、作業の省力化や、それから農業性の効率化、飼料、農薬等の資材費の削減など、意欲ある農業者が自ら計画を実現して競争力を強化するツールになる、いわゆる町長が常々発信されているところのもうかる農業が期待されるんだというふうにも書かれています。今まで人間が見ていたいろんな面を機械が見るんだと。

いろんな面がその中にあります。1つは記憶、頭脳です。それから、人間がすぐに把握することが難しい情報を速やかに可視化するいわゆる目です。それから、GPS等を利用して自動操縦による人間では困難な作業を自動的にリモートするという手。こういった頭、目、それから手というふうなことがスマート農業の技術開発には必要だと。それを持っているのがスマート農業ですというふうに県のほうも推奨しています。

この辺は、もうかる農業ということで、町長が常々言われているもうかる農業に対しては町の方針とも合致するところではないかなというふうに思います。こちらのほうのスマート農業に対して合致するという考え方からいけば、その辺の見解をもう一度、再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

町の農業者の減少の原因についてですが、これは日本全国同じかと思いますが、高齢化、また後継者の不足によるものだと考えております。

2番目の国・県の補助等の把握のほうですが、現在国・県のほうにおきまして、スマート農業の機器等の導入につきまして補助金等がございます。ただ、今現在、農業法人や集団営農等大きな農家、大規模農家等、そういうものに対しての補助金でありまして、浅川町のように個人の農家がほとんどであります方にはちょっと該当するものが今の段階では浅川町ではないのかなと考えております。

ただ、議員さんおただしのおり、スマート農業はまだ始まったばかりですので、今後いろいろな補助金等も出てくるかと思えます。導入の際の高価な機器ということが一番大きなネックにはなっておるかと思えます。

また、メーカーのほうでもどんどん作られていけば安価なものも出てくるのかと思いますので、今後町のほうでも勉強しながら、いろいろ情報を収集していきたいなどは考えております。

また、今後のスマート農業の取組ですが、具体的な推進計画等は今のところはございませんが、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、農協やメーカーさんと協議しながら、いろいろ情報収集や紹介等をしながら進めて、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

農業の課題については、日本国、大体共通じゃないかということなんです。私のほうで確認させてもらった代表的な課題として、1つに労働力不足。それから新規就農者の知識、経験、技術力の低さ。それから熟練農業者の高齢化、耕作放棄地の増加、収益性の伸び悩み、重労働のため女性の参入が難しい等々挙げられます。これは町の課題とも共通なのかなというふうに思っています。

だからこそ、スマート農業というほうの新しい切り口になっていくんだと思うんですが、2つ目のサポートについては不可欠な要素になります。これからやっていくためには、これは必要だなというふうに。私は農業に対しては全くの素人ですので、よく分からない部分が多いのでこういった議題を取り上げさせていただいているところがあるんですが、その中でも、先ほど補助金云々の話が若干ありました。この中で補助金の話が出ましたので、機械導入補助率は2分の1以内、3分の2以内とか、それから補助上限は1,000万から1,500万とか、ロボット技術安全確保検討事業では補助金の上限が5,000万とか、補助率は定額などがありますということ、もろもろあるんですが、特に情報通信環境の整備が必要です。

そういったインフラ整備については、国は基盤整備と基地局の設置、情報化施工での3次元の座標データの取得、自動走行農機の活用方法の確立など、交付基準として農業、農村のインフラ管理の省力化、高度化、情報通信環境の整備支援の農山漁村振興交付金というのがございます。私もよく分からなかったんですが、こういった交付金があります。農山漁村振興交付金は、平成22年度から新しく創設された交付金です。いわゆる地方自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を自ら策定し、内容別としては最適土地利用総合対策や中山間地農業推進対策、農山漁村発イノベーション対策、そして情報通信環境整備対策ともろもろいろんな項目に分けられています。

それで、1つだけ事例があるのでちょっとご紹介したいんですが、農山漁村のイノベーション対策の事例として福島県三島町で実施された三島地区活性化計画、平成28年度にこれを使って事業費6.8億円です、国が2分の1補助しました。生活活動施設の整備だとか雇用者数増加、定住人口増加に結びつけましたと。これは、いわゆるその中にある枠組みの一つを使ってやったというんで、スマート農業とはちょっと離れちゃうんですけども、また常陸大宮市で実施された常陸大宮市農村地区活性化計画というのが26年から30年にかけて、事業費8.8億円で実施されています。これも2分の1、国が補助しています。

こういった補助で、農産物の直売施設だとか加工施設の内容で交流人口の増加に結びつけたということがあります。その中に、今ちょっとご紹介した2つは話がそれちゃったんで大変恐縮なんですけど、交付金の中にスマート農業への支援も含まれて、自動走行農機だとかドローン、それから鳥獣わなセンサーとかスマホ管理、

カメラ監視、公衆無線LANなどの整備等もこの中の交付金に該当します。これらのものはあくまで事業主は都道府県だったり市町村だったり農業協同組合、いわゆるJAだったりということで、各個人がやることではないんですが、地方自治体の中の町でもやれる交付金の一つになっています。これらを使うということは、いわゆる役場が主体的にやっているのだということなんですが、私も知らなかったんで、これは分からないなら分からないでいいんですが、こういった交付金があったという認識、ちょっとあったんでしょうかということでお伺いします。

それから、事業実施にはいろんなハードルもありますし、ぜひ町でも検討していただきたい交付金だというふうに思っています。町でもスマート農業に限らず、いろんな支援策を打っていることは私も承知しているところです。農業担い手育成支援事業だとか農地流動化推進助成金等です。私時々言わせていただいているんですが、アンテナを高くして、補助の充実化、そういう支援の枠組みをどんどん広げていっていただきたいなというふうに思っています。先ほど言いましたように、この交付金等々の認識があったかどうかだけお伺いします。

最後になるんですけれども、そういう補助金とか何かで、町というのは大きな、非常に重要な役割を担っているということで、スマート農業に研修会とか視察研修は不可欠だと思います。入り口に今立ったばかりなので、これからどんどん進める上で、視察、視察研修、こういったものが今まで実施された実績があるかどうか。先ほどの回答でいいますと、今入り口に立ったばかりなので多分ないんだと思うんですが、もし実施された実績があるんだったらお伺いしたいなというふうに思いますし、研修会、視察研修の実績がない場合、スマート農業先進自治体である岐阜県岐阜市、高山市、それから青森県弘前市などを視察するのも一案かなというふうに思います。農家の方がそういったところを視察したいんだよというときには補助制度、熊本県の八代市辺りではそういった視察へ行くための補助金も出しています。

ですから、いわゆる県自体もそうなんだろうけれども、市自体、町自体もそういった方向性で動いた場合にはいろんなところの情報をもらいながら、それで視察を受けながら、また行きながら、そういったものをどんどん増やしていくということだというふうに思います。さきにも述べましたが、浅川町のかじ取り役を担う町長が提唱しているもうかる農業の方向性には間違いはないと思いますし、あらゆる手段を講じていただきたいというふうに思います。

最後に、町は今後、国の情報を基にスマート農業を進展させるか、これは町長の見解を伺って終わるんですが、3点再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） では、お答えいたします。

整備事業の件につきましては、私も詳細のほうは分かっておりませんが、そういった交付金で全体的な環境整備をするというような補助金があったことは存じております。また、視察等の件ですが、今まで視察として行ったことはございませんが、以前に、今から2年ぐらい前、ある農業法人さんで全自動のトラクターのお披露目をやるので見に来ませんかということでお話がありました。私も行きたかったのですが、ちょうどその日

会議が入っておりまして、ちょっと行けなかったということが一度ございました。

今後そういったお話等、またメーカー等でも発表会とかいろいろあるかと思っておりますので、情報等を農協さんと連携して仕入れて、常にアンテナを高く張って、情報を仕入れていきたいとは思っております。また、そういった情報等あれば、いろいろ農家さんのほうにもお知らせをして、広く周知して、ぜひスマート農業のほうにも力を入れていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3点目のもうかる農業、このスマート農業は新しい取組内容で、よく検討しながら町の施策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

先ほどありましたように農山漁村振興交付金、これは非常に、私は使い勝手がいい交付金だというふうを考えています。まずは組織立て、それから何をやるんだ、何をして最終的にはこういうふうな姿になるんだという目標をきちっとしないと、それが交流人口なのか、町のいわゆる振興、特産物を作るんだとか、それからスマート農業のほうに特化するんだとかといういろんな項目に分けられていると思っておりますので、中身を詳細に検討していただいて、我が町でも使えるものがあるのであれば、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それで、先ほど視察研修はスマート農業に関してはないんだということで、これは当然始まったばかりの形態ですので、それはそれであれだと思います。今後ぜひともいろんなところに視察行ってもらって、開けているところ、それがもう進展しているところが結構ありますので、そういったものをぜひとも見ていただきたいというふうに思いますし、マスメディア等を通して、テレビなんかでもよくそういったものの紹介があります。本当に温度管理、水の管理、全てをこういったものでやっている。それから、農業散布でもドローンなんかでやれば、隣の人には迷惑をかけないとかといういろんなメリットもあるというふうに聞いていますので、そういったものの先進県、先進の町、村もありますので、ぜひとも見ていただきたいというふうに思いますし、最後のスマート農業、入り口だけですので、町としてもぜひこういったものを利用して、農業の幅を広げるといいですか、門戸を広げたのですから中身も広げるといような形の政策を取って、やっていただきたい。

問題はいろいろあるというのは重々承知しております。その中でもいろんなことがあるんだということで、そんなに簡単に割り切ったものじゃないというのは重々承知していますので、その中でも何か一筋の光明じゃないですけども、そういったものを見つけるためにぜひとも町の指導力、イニシアチブを取ってやっていただければというふうに思って、終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）買い物弱者対策についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 2問目については、先ほど来、同僚議員からもいろいろお話出ています。私のほうは、今回は移動販売車の件でちょっとお伺いしたいなということで質問いたします。

我が国では人口減少や高齢化が進み、生活店舗の廃止や公共交通の減便等により、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化しています。当町においても同様な状況になっています。当町にはタクシー利用料金助成事業など、交通弱者に対しての支援を実施しているところですが、買い物弱者に対して有効手段と思われる「移動販売車」を含めた設立6年を経過した「夢工房」の総合評価と今後の展望についてお伺いしたいというふうに思います。

1点目に、改めての質問となりますが、町の買い物弱者の定義、該当人数は何人ぐらいと把握していますかということをお伺いします。

それから2点目に、一般社団法人元気あさかわ夢工房の決算状況の中から、第1期から6期を過ぎていると思うんですが、売上、経常利益、損失も含めてですけれども、そちらを時系列的にお伺いします。

3点目に、一般社団法人元気あさかわ夢工房への町の補助金、1期からずっとやっている補助金関係の累計、これは幾らほどになったのか、お伺いします。

4点目に、現状の「移動販売車」の稼働状況及び課題点、「夢工房」の評価について、6年を経過した総合評価をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5番議員、これは大変長い答弁ですので、ぜひメモを取っていただければと思います。

1点目につきましては、食料品や日用品の購入に不便や苦勞を感じている方を買い物弱者と位置づけております。該当人数につきましては、買い物弱者の人数としては把握しておりませんが、75歳以上のみの世帯が250世帯あり、そのうち一人暮らしの世帯が170世帯となっております。その中には、元気で自分で何でもできる方や、近くに家族が住んでいて買物に困らない方などいろいろなケースがございますが、何かしら不便や苦勞を感じている方は相当数いらっしゃるかと考えております。

2点目につきましては、第1期は平成30年2月1日から同年3月31日、第2期以降は4月1日から3月31日までの期間となっており、各期の売上げ高等につきましては、第1期、平成29年度の売上げ高は4万8,750円で経常利益が1,376万2,851円、第2期、平成30年度の売上げ高は303万8,563円で経常損失が136万7,352円、第3期、令和元年度の売上げ高は427万8,753円で経常利益が5万6,514円、第4期、令和2年度の売上高は647万52円で経常損失が173万9,509円、第5期、令和3年度の売上高は979万5,025円で経常損失が3万2,744円、第6期、令和4年度の売上高は988万3,938円で経常損失が32万8,058円となっております。

3点目につきましては、平成29年度に実施した加工所及び店舗の改修費用に対する補助が744万6,600円、平成29年度から令和4年度までの備品購入や運営事業に対する補助が6年間で3,685万197円となり、補助金の累計は4,429万6,797円となっております。

4点目につきましては、移動販売車は毎週月曜日から木曜日の午後各地区に行き移動販売しており、金曜日の午前中にはやすらぎ荘で販売しております。利用者数は100世帯となっており、現在の課題といたしましては、急に休みとなることがあり、利用者の方に迷惑をかけていることとございます。原因といたしましては、悪天候や職員の体調不良等によるものです。夢工房の評価としましては、夢工房では半熟卵加工、移動販売、店舗での販売の3事業を行っております。半熟卵加工については、高齢者に働く機会を提供し、元気高齢

者の増に寄与しており、収支も黒字化しております。移動販売につきましては、買い物弱者のためには必要不可欠なものとなっているとともに、高齢者が自分でお金を出して買物することや人と話することに喜びを感じているとの声も聞いておりますので、それを担う夢工房の存在意義は大きいと考えております。店舗販売については、曜日によって営業時間にばらつきがあり、利用しにくい状況となっております。

これらの評価を踏まえ、今後の在り方について、農協、商工会の3者での話合いの場を設け、協議していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。調査していただいて、よく詳細が分かりました。それと、評価についても、今の問題点を把握した上でこういった目標があるんだというようなことも重々分かりました。

先ほど、我が町の買い物弱者ということで、これは以前、私が令和2年ぐらいに質問したときにも、この買い物弱者という言葉を使わせていただいたのですが、いわゆる法令等に買い物弱者というのが一切出てきておりません、国としては。ですから、それなので町の買い物弱者の定義をお聞きしたんです。

ということは、定義がないんです。じゃ、どういう人を買い物弱者と呼ぶんだということで、町の見解をお聞きしたということが質問した意味でございます。国なり県なりで定義したものはほとんどございませんということで、先ほど町長さんからお答えがありましたように、一般的に流通機能とか交通網の弱体化とともに食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々を指すと言われ、その中に高齢者が多数を占めるんだということだと思います。

ですから、年齢は関係ないんです、買い物弱者というのは。いわゆる、その中の多数を占めるのが高齢者ですよということだというふうに思います。その中でもいろんな条件があって、買い物弱者と言われる方はそのほかにも、高齢者以外にもいるんだろうなというふうに考えています。買い物弱者が生じる原因は、地理的な問題、それから社会構造の変化、家族構成など様々です。農村部や山間部では過疎化が最も大きな要因と思えるし、人口の減少によって地域の商店の経営が維持できないのも一因というふうに考えられます。

ですから、買い物弱者の多数を占める高齢化率が問題なんです、高齢化率を見ますと、福島県の推移では平成23年25.2%、平成30年になると30.8%というふうに県自体も上昇しています。これは皆さんもうご存じだと思いますが、石川郡管内だけで見ても、平成30年、石川町、古殿町が35%から40%未満、それから浅川町、平田村が30から35%未満、それから玉川村が30%未満と、玉川村がそういった意味では一番高齢化率が低かったです。それが、令和2年になると石川町、古殿町のパーセントの間に平田村が入ってきて、浅川町の範囲に玉川村が入ってきて、上昇傾向にあることは間違いないんだというふうに思います。

その中でも、当町の高齢化率というのは、先ほど違う議員さんの質問のときも答えていましたが、人口の減少も含めて、高齢化率もそんなに急速に上がっているわけではないんだということが分かるんだというふうに思います。だからこそ、今のうちに、そういった環境のうちにしっかりとした対策を取るのが必要じゃないかというふうに思って、先ほど町長さんがお答えになった移動販売車の役割というのは重要で、かつ必要不可欠な事業というふうに推察いたします。

2点目、3点目に夢工房の実態を伺いました。以前にも、私も含めて同僚議員も質問した内容で、繰り返して本当に大変恐縮だったんですが、現状、大手企業の参入により注目を集めている移動販売は町商工会、J A

の連携により6年前に開始された有意義な事業だというふうに私も認識しております。

4点目の質問にもあるとおり、現状分析をしっかり行い、課題点を見つけて評価するいわゆるPDCA、これが必要だというふうに思っていますし、買い物弱者向けにはいろんなサービスがあります。移動販売のほかに、先ほども出ました買物代行、困りごと代行、宅配ネットスーパー、ドローン配送だとか遠隔買物支援とか、買い物弱者だけの問題でなくていろんな項目があるんだということで、先ほど同僚議員からも質問がありました。

それで、先ほど移動販売車の評価をお聞きしたんですけれども、ある町民の方に私ちらっとお話を聞く機会がございまして、聞いたところによると、今までは近くに移動販売車が来ていたようだが、最近は見かけないという声も聞きますと。これはどうなっているのかというのはちょっと分からないんですが、そういった話を聞きました。ただ来ていることが分からないだけかもしれません。それは分からないです。ただ、今までは来ていたようだけれども、何かこの頃来ないねという話を私もお聞きしました。

こういった事業というのは、まずは安心感がないと成立しないんじゃないかというふうに私は思っています。行政主導で実施している事業ですので、なし崩し的に終了させることはできない案件ですから、そういう事業ですから、それには人員の確保が最重要というふうに私は思っています。現在の人員配置がどのようになっているか、これを簡単でいいのでお伺いします。

それから、移動販売の事業継続において考慮すべき点は、これは皆さんもうご承知だと思うんですが、効率的なルートを生み、それからルートの中に高齢者が集まる施設、これは先ほど町長のお話の中でもやすらぎ荘のほうに行っているというお話を聞きました、そういった施設に行くことも、ルートの中に入れるのも一つの案だというふうに思っています。それから、スタッフの確保、これも問題があるんだということで先ほどお聞きしました。それから、スタッフの確保プラス高齢者と会話のできる人。なかなかこれが難しく、こういったことで人を雇用するというのもまた難しい点はあるんだと思いますが、考慮すべきだというふうに思っていますし、それから4番目に、仕入れに関して商工会、JAとの連携強化、これが継続ポイントになると思います。まずは仕入れです。仕入れをどういうふうなルートでどういうふうにするんだということを決めておかないと、売上げはその先ですので、まず仕入れの確保、その道筋をつくるのが大事だというふうに私は思っています。それから、目標を設定する。今どのぐらいの目標があるかというのは分かりませんが、例えば1日の販売の箇所設定だとか、1か所当たりの客数だとか購入単価、いわゆるKPIの指標が必要じゃないかなというふうに思っています。夢工房の移動販売車には目標値があるんでしょうかということをお伺いします。

それから、買い物弱者対策と位置づけている移動販売車について伺ってきましたが、町として移動販売車以外に買い物弱者対策の検討をしているか。検討しているものがあるのであれば、3点目に再質問させていただきたいというふうに思います。移動販売以外の買い物弱者に対する対策、そういったものを町として検討している項目があるのであれば、今後こういった検討をするんだということがあるのであれば、その辺のこともお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 移動販売は2か月前、新しいスタッフが1名入りましたので、今後さらに力を入れてい

きたいと思っております。この移動販売は、ただ物を売るだけでなく、高齢者の見守り、あるいはお話をする機会があり、そしてまた世間話をすることによって少しでも高齢者を力づけるようなことをやっていきたいと思っております。

あと、人員配置とか3点目は、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 補足説明させていただきます。

1点目につきましては、移動販売、店舗、加工所の全てを管理する管理者がまず1名おまして、そのほか移動販売と店舗での販売員として、パートを含め3名の職員がおります。移動販売は移動販売専任の職員が1名と移動販売と店舗を兼務する職員が1名の合計2名となっておりますが、曜日ごとに当番制となっております。実際の運行は1名で行っております。店舗は店舗専任の職員が1名と先ほどの移動販売との兼務の職員が1名の合計2名となっております。店舗は通常2名体制となっておりますが、店舗専任の職員が、その勤務が午後1時半までの勤務となっておりますので、午後1時半以降は兼務の職員が1人で店番をしております。そのため、兼務の職員が当番で移動販売のほうに乗ってしまう場合には、店に残る職員がいなくなりますので、店の営業時間が午後1時半までと通常より短くなっております。加工所での作業につきましては、外注という形を取っております。業務量によりますが、4名程度での作業となっております。今後の配置につきましては、町長答弁でもありましたように、今までの評価を踏まえまして、今後の在り方を協議していく場において、事業の在り方と合わせまして検討していくことになるかと思えます。

2点目につきましては、現在目標の設定はございません。

3点目につきましては、町の事業として現在は買い物弱者を対象とした事業はございませんが、先ほど質問とか答弁とかにも出てきました有償ボランティア等にて実施できる部分もあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

大変重要なことが町長の答弁にもありましたし、今、企画商工課長の答弁にもありました。なぜかという、先ほど移動販売の事業継続において憂慮すべき事柄の中で何点か私言わせていただいたのが、高齢者と会話のできる方と。直売所なんていうのは、物を買いに来るのも一つ目的であります。もう一つは、いろんな愚痴を言いに来る、話をしに来るんだと。特に1人で住んでいる方は、1日いて話すことがほとんどないんだと。時々来る電話で話するぐらいだというふうなことも私お聞きします。そういったことで、いわゆる昔で言うところのたまり場の存在なんだろうと。そこが目的の一つにあるんだろうというふうに私も思います。

ただ単に、先ほど言いましたようにKPIで目的、目標をつくって、1日の売上げが幾らだとか、もうからなきゃ駄目なんだとかという以外のところでそういったものがあるんだろうというふうなことは重々承知をしているんですが、町民の血税を使って行う事業であるということも片側にはあるんだと。継続性の問題、持続可能になるためにはどうすればいいんだということを片側では考えなきゃならない。誰かの雇用のためにやるんだとか、そういうことじゃなくて、やっぱり全体的に町のためにどういう方向性が一番いいのかという、このせめぎ合いが結構大変だと思うんです。

今町長から答弁ありましたように、こういったもののこういう目的意識もあるんだよということを踏まえて、片側には、しっかりとした売上げで、その事業が単独でもやっていけるような枠組みが必要なんじゃないかなというふうに私は思っています。非常に重要な事業であるというふうに思っていますし、先ほど買い物弱者のための対策としては、同僚議員からも出た、いろんな代行だとか何かもひっくるめてやる、それから、先ほど出たように見守りという、その部分も大切なところになります。せつかく商工会、それからJ A、3者で行っている部分がありますので、あらゆる検討を、その辺をぜひとも前向きに検討していただいて、いわゆる第1期から6期はこうだったけれども、今度次の期に向かってはこういったことが変わってきたんだということがぜひ見られるような姿を見せていただきたいというのが私の希望であるし、このままなし崩し的に終わらせる事業ではないというふうには思っています。

ただ、先ほど答弁にもありましたとおり、これだけの累計で多額な金額を入れているという部分もありますので、その辺の費用対効果も常に考えなきゃならない部分ではあるんですが、まだまだやっていないことがいろいろあると思いますので、ぜひとも検討していただいて、英知を集めてやっていただきたいというふうに思って、終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、7番、渡辺幸雄君、（1）国が進める農地集積事業についての質問を許します。

7番、渡辺幸雄君。

〔7番 渡辺幸雄君起立〕

○7番（渡辺幸雄君） じゃ、私のほうからは、国が進めている農地集積事業について伺いたいと思います。

農地の集積が進む中で、作業の一部、刈取り作業を委託して米作りをしている農家が多いが、農家の高齢化も進み、地区によっては条件等により刈取りを委託できない農家が出てきています。それに加え、肥料、資材等の高騰により離農が進むと考えられますし、ますます荒廃地が増えていくと思います。2点ほど伺います。

現在、遊休農地として草刈り等で保全しているが、作業ができなくなれば二、三年で荒廃してしまいます。町としては今後、荒廃を減らす対策としてどのように進めていくのか伺います。

2点目です。農業委員会の中で毎年調査している意向調査で、農地を貸したいという農家は何件くらいあるのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村には農地利用の将来像を描く地域計画の策定が求められており、農地を利用されやすくする集積・集約化の取組を進めることとなっております。町といたしましては、地域計画の策定を通じて地域での話し合いにより、各集落が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、集積・集約化により各集落の担い手の負担軽減を図り、少しでも荒廃地を減らせるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、農業委員会において毎年行っている経営状況調査では約500件程度の調査票を農地所有者に送っておりますが、その中で100件程度の農地を貸したいとの意向が確認されております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 2番目なんですけれども、一応意向調査、確かにもう高齢化が進んでいる中で、貸したいという農家はかなりあります。ただ、それに対して借りたいという農家、今現在実施している人というのは個々、個人でやっている農家が多いです。それで、今現在担い手の中でも田んぼ面積で20町歩ほどやっている人もいますけれども、今後その人らはもうある程度年齢も60、70代近くとなっております。その後の浅川町の形というのが、これから10年後、だからある程度法人化とかそういう方向でいかないと、町の農業というのはますます衰退すると思います。

そして、中山間の部分は、私も一部聞いてきましたけれども、借手のほうが結局条件を付けるということなんです。もう条件が悪ければ行かない。そうなってくると、片方はある程度集積、平坦部は進みますけれども、山間地の部分をどのように対策していくのか。その辺もう一度、町長、お願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農業も本当に高齢化が進んでいるのは間違いございません。それで、今どこの市町村も担い手不足は間違いはないと思っております。そういう中でも、私はもうかる農業という言葉を使っておりますので、いや、まいった、まいったなという言葉は吐きません。それで、今現在行っているのは本当にもう60歳以上、70歳、80歳の方々が今農業をやっております。

それで、今はやり出しているのが法人化であります。7番議員が言っているとおり、本当に法人化が進んでおりますが、今町では法人化、何件かやっておりますが、今後どのようにやっていくかは農業委員の会長と、農業委員の人たちと今度お話を進めていきたいと思っております。

あと2点目は、ちょっと担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

先ほどの議員さんの質問の中の地域計画の中でもお答えいたしました、現在地域計画の策定のほうを進めております。その中で、今現在アンケートの準備をしておりますが、そのアンケートによりまして、農地所有者等の今後の意向、この筆は貸したい、この筆は誰かにお願いしたい、ここはもう農地ではなくしてしまいたいといういろいろ各意向がございますので、それらのアンケートの結果を取りまとめまして、座談会で集落の全体として目指したい方向性を確認いたしまして、それによって地元の方たち、担い手、また多面的、中山間、そのような組織の方、また農協等関係機関とも十分協議しまして、今後考えていかなければならないかと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） これから確かに農地の集積が進みます。私が一番懸念している部分というのは、その中で側溝とかの管理、これを少ない人数でやるようになります。そうすると、地区の負担というのが物すごく大きくなります。その中で、壊れたら一部自己負担が出てくるということで、その部分がこれから重くのしかかってくると思います。なお、そういう部分をこれからどのような形で、結局農家の負担がなく100%でやると

というような考えがあるかどうか、その辺もう一度町長にお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水を確保するには側溝でございます。全く今7番議員が言ったとおりであります。それで、側溝にもし不備があれば、それなりの対応をさせていただくよう検討していきたいと思っております。農家の方々にとって、水の確保をするのはやっぱり大事でありますので、そういう側溝とか水で農家の方が困らないような対策をしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） じゃ、できるだけ農家の負担がないような方向で、これから修理とかそういう部分はある程度町で持つとか、そういう考えでお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に農家の方々がいい農業ができるように検討していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）滝ノ台ニュータウン販売についての質問を許します。

7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 一部同僚議員とかぶる部分あるんですけども、滝ノ台のニュータウン販売について。

ここ数年で新築住宅が建てられています。町としても定住移住を進める中で大変よいと思われれます。しかし、新築住宅は以前に販売された宅地で、新規購入したものではないのが残念です。2点ほど伺います。

町は、町長はコロナが終息したら地域住民と話し合いをしたいと言っていました。話し合いはできたのか伺います。

2点目です。現在の販売価格では、町内の坪単価に比べ高価格過ぎますし、造成当時に比べ、今現在建売住宅を求める若い世代が増えています。町としても、販売単価を下げ販売しても、定住移住を進める中で将来を考えればプラスになるのではないかと思います。町長の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。1点目と2点目を一括して答弁させていただきます。

滝ノ台の花火の里ニュータウンにつきましては、渡辺議員のおただしのとおり、移住・定住を推進する上では欠かせない資源であると認識しております。今後の販売価格を含めた販売方法等につきましては、年内に地域の方々と話し合いの場を持ち、協議していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 2番目の件なんですけれども、同僚議員も言っていましたけれども、もうそろそろ結論を出す時期に来ていると思います。もうこれ以上先に引っ張ってみても、これから地価単価自体が上がるということは恐らく考えられないと思います。ですので、これ早急に、本当に町長の決断で、どういう方向にするかというのをもうはっきりしないと、ただ先に引っ張っているだけではこの問題は解決しないと思います。その辺を考えて、もう一度お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この値段、結論を出す前に、私は本当に3年前からニュータウンの方々とお話をするという場、協議をしますというお約束をしておりますので、今度の秋には、何もなければ必ずできると思ってお

りますので、協議の場を持って、様々な意見を交換したいと思っております。もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 7番、渡辺幸雄君。

○7番（渡辺幸雄君） 今回新しい住宅を建てる人がいるんですから、その辺、坪単価を下げても一応PRしながら新しい家や定住・移住につながるような形で、もうそろそろやっぱり決めるのが今の町長のやるべきことだと思います。再度、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今渡辺議員がおっしゃったとおりに、間違いなくここ数年は新しい住宅が何十件と出てきております。本当にこれは心強いことですが、なぜニュータウンが買ってもらえないのか。それは本当に秋口皆さんとお話しをして、結論を出して、答弁させていただきたいと思えます。今後ともよろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ここで1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順6、4番、会田哲男君、（1）小貫、貫秀寺の即身仏拝観のための水洗トイレの設置をの質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） 小貫、貫秀寺の即身仏拝観のための水洗トイレの設置についてご質問いたします。

全国に即身仏は二十数体あると言われておりますが、弘智法印有貞のように人々の疫病治癒を祈願とし、薬師入定した例は国内では類がありません。また、福島県では唯一の即身仏でもあります。

令和元年より特別展、ミイラ「永遠の命を求めて」の展示のため、国立科学博物館を皮切りに全国各地を巡回し、その知名度は格段に上がったと考えております。即身仏は町の財産であり、重要かつ貴重な観光資源と捉えているところでもあります。この特別展の開催と巡回効果により、拝観者の数も年間400人以上と私は聞いております。

しかしながら、これら拝観者のためのトイレがなく、近隣の一般家庭のトイレを借りて用を足す状況にあります。トイレを貸す一般家庭も、対応は容易でないと私は聞いております。また、そのように考えているところでは。

町の観光資源として再度認識し、浅川町のさらなるPRとイメージアップ、そして観光につなげるべく、水洗トイレの設置を強く要望するものであります。町の考えを伺います。よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町といたしましては、現時点では水洗トイレの設置は考えておりませんが、即身仏の管理については、小貫の即身仏保存会が行っておりますので、水洗トイレの設置についても、その管理体制も含め保存会と協議していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今から10年くらい前ですか。宝くじ助成とか、あるいは地域サポート事業等を使って小貫の即身仏に対する説明する機械とか、あるいはケースですか、などは補助金使ってやった経緯がございます。そのような面からも、これは補助金、事業実施主体にもよりますけれども、補助金等を活用できる事業に持っていけると私は思っております。県の補助金です、宝くじでも何でもいいですけども。その事業にぶつけて、ぜひ保存会の負担のないような、極力少ないような形で取り組むことは可能かと思いますが、その辺の補助事業関係、私これ質問出しておりますので、補助事業関係について調べてあれば、その辺お知らせ願いたいと思います。

それともう一つ、せっかく全国的に知名度があり、また、今、外国の方もあそこに参拝に来ております。そんな状況もございます。また、ユーチューブも、参拝に来た方がユーチューブに上げている状況もございます。そのような点からも、まして年間に400人以上が来るといような状況でございます。私も即身仏に行って受付名簿といいますか、参拝者の名簿、名前書いておくんです。それを見させてもらいました。多いときには1日50人くらい来ます。団体で来るときもあります。そのときに補助事業を使ってトイレの設置、これも重要だと思っております。本当に農家の方のトイレ貸してくださいと来るそうです。ただ、農繁期とか忙しいときにはなかなか、鍵開けもそうです。鍵開けて帰ってしまうというわけにいかないと、そんな状況があります。ですから、誰かが見に来れば、1人でも見に来れば、鍵担当の方が1時間なり、終わるまでいなければならないという状況がございます。そういうような状況がございますので、トイレと、あともう一つ私言いたいのは、鍵の管理する方。この方、今ボランティアなり、あるいは保存会から頼まれてやっているような状況がございますが、この方たちにも何らか町のほうで年間幾らとかつけてやるというようなことも検討願いたいなと思います。というのは、農繁期のときに本当に田んぼやるときに来られて、そして1時間も時間を潰すと。帰るまで、鍵を開けて閉めなくちゃならないわけですから、いなくちゃならないという状況でございますので、その辺の検討もお願いしたいと。気持ちなり、報奨金というんですか、その辺の検討もお願いしたいと。

それともう一つは、せっかくそれだけのお客さんが来るわけですから、今言ったようにユーチューブ等にも上がっております。外国人も来るような状況もございます。外国人の方がトイレ貸してくださいというのも、これなかなか言いづらいと、また、難しい面があるかと思えます。そういうような面で、ぜひトイレの設置と、あとその管理、鍵開ける方への手当なども考えていただければと思います。

それともう一つは、せっかく400人以上の方が年間来るわけですから、あそこに商工会等あるいは保存活動でもいいんですが、町と保存会、商工会等と連携して、何かこう安価に買えるお土産品、その辺の開発検討も併せてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 助成事業が幾つあるのかは担当課より説明させていただきます。

まず、このトイレ設置はかなり難しいと思います。というのは、これ町が即身仏を持っているわけではあり  
ませんので、これは、トイレについてはできれば保存会のほうから要請があれば、保存会のほうでもトイレ  
設置すれば、全部管理はしてくれるのかなど思っておりますので、まずは保存会と今後のトイレについてはお  
話をしていきたいと思っております。

また、鍵の開閉、開け閉めする方に少しでも補助金というのをを出していただきたいという話でございますが、  
今まで恐らく何十年とやってきて、こういう鍵の開け閉めする方に補助金というのは本当に初めてで、やはり  
これも保存会と何らかのお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 補足説明させていただきます。

即身仏のトイレ設置についての補助金関係でございますが、10年くらい前に宝くじ関係の補助金を利用して  
説明する機械等を導入したということでもありますけれども、今回トイレを導入するとなった場合には、今回も  
同じように宝くじ関係の補助金を利用することになるかと思えます。なお、細かい条件等がありますので、必  
ずそれが該当するというものではありませんので、ご了承ください。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お土産品は、もう3年ぐらい前からそれなりのことは考えておりますが、なかなかいま  
一歩前に踏み出していないのが現状であります。

それで、商工会のほうでは、商工会でつくった魔除花火を作って販売しております。あとはそのほか様々に  
今検討しておりますので、ぜひいいアイデアがあればお話を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今、企画商工課長からも話ありました。10年くらい前、私、農政課いるときです。やり  
ました。あれは宝くじ助成も使いましたし、あとサポート事業ですか、それも使いました。そういう関係で、  
サポート事業等は1,000万程度まで来る金はあるんです、その対応の仕方によっては、これはあくまでも事業  
主体は任意団体ですけども、その辺を先ほど保存会のほうと話して、ぜひ進めていただきたいと思えます。  
何かあるはずだと私は思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、町長がトイレの設置はかなり難しいということでありましたが、できると思えます、私。ぜひできる  
ような方向で作文つくってやっていただきたいと思えます。

あと鍵の開け閉めは、これは今も何もそういうふうにお金欲しいとか、いろいろ言っているわけじゃありま  
せん。ただ、私が思うには、年間何時間あるいは何日間潰すわけですから、町としても町の観光の重要な目玉  
ですので、何らかの援助は必要でないかと思っております。考えていただければ幸いと思っております。

あとお土産です、お土産。3年前から考えていると言いますが、あそこの場所において売のような形、無人

でもできると思うんですけども、そんなに、例えばお守りでも何でもいいですけども、今、魔除花火の話出しましたが、お守りでも300円入れて持って行ってくださいみたいな形で、そういうようなこともできると思います。あそこでごまかして黙って持って行く、中には100人のうち1人か2人いるかもしれませんが、ほとんどそういうことはないと思います。と言いますのは、あの白河関の神社ですか、神社。あそこなんかも矢を300円で無人でやっています。そういうような状況もできると思いますので、ぜひ人を置かなくてもできる。盗まれてもあまり被害がないようなものを考えていただいて、ぜひお土産置いていけるような形で、何しろ400人くらい来るわけですから、外国人も含めて。ぜひ対応を前向きにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 無人販売、確かにいいと思いますので、それは本当に前向きに検討させていただきたいと思います。

あと鍵の開け閉めで、開ける方、必ず入場料というのが保存会に入ると思うんです。ですから、その手数料じゃなくて、その入場料が入りますので、それをぜひ活動資金にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 保存会に入場料は入ります。あの入場料も私思うには、大人300円だったかな、ちょっと安いような気もするんですけども、500円くらい上げてもいいかなと思っておるところです。任意団体の保存会には7割程度入るそうです、そういったところによりますと。あとお寺に落ちると。その中でやりくりしていると思うんですが、町として、できればちゃんとそのことは町の観光として捉えているんですよというようなことまで含めて考えていただければと。そのトイレの設置も含めてですけども、ぜひそのように前向きに、今、前向きの答え出しましたので、企画課長からもトイレの件も伺いましたし、あとお土産の件も伺いましたので、ぜひ設置できる方向で取り組むことを切にお願い申し上げて、質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町民の多世代交流につながる新たなイベントの実施についての質問を許します。

4番、会田哲男君。

〔4番 会田哲男君起立〕

○4番（会田哲男君） 件の件についてお尋ねいたします。

人生100年と言われている現在、また、少子化、町人口減少、今こそ高齢層、若年層を含めた楽しく過ごし多世代の交流ができるような新たなイベントの場が必要であり、これを企画し実施すべきと考えます。例えば、城山、即身仏、七人坊主、富三記念館等の町の名所を巡るようなコース、距離、季節を考慮したウォーキング大会など、誰でも参加できるような新たなイベントを創出してはどうかと思っております。子供たちには町の良さを知ってもらい、大人には町を再認識できるようなコース等を企画・立案し、老若男女の町民が広く参加でき、一日を楽しみ、町民間の交流が図られるようなものを企画・実施すべきと思うが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

多世代交流の事業については、図書館を多世代交流拠点施設と位置づけておりまして、図書館において様々な教室を実施しております。

新たなイベントにつきましては、地域の盛り上がりなどを考慮すると、民間や各種団体が主体となり、町はそれをサポートするという形が望ましいものと考えております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） それも大事です。各地域あるいは各団体がやっている活動に対して、町が援助するというのは大事なことだと思います。ただ、私思うには、町として町民全員が交流できるような、全員当然、5,000人余りですけれども、老若男女が交流できるような場として、例えば私挙げたのはウォーキング大会とかですが、他町村では町民登山、村民登山等をやっているところもございます。これは20年、30年続けているところもございます。浅川町も昔はやっていましたよね、健康ハイキングとか、そういうことをやっていました。だから、私はその健康ハイキングというと保健福祉課というようなことになってしまうので、そうじゃなくて、町民の交流を図るというような意味で町が主体となってウォーキング大会、これはただ一つの例ですけれども、ウォーキング大会等、あとは町でいろいろ考えれば、いろいろな案が出てくると思うんですが、登山でもいいでしょうし、町民登山でも何でもいいでしょうけれども、その辺の子供から高齢者まで交流できる新たなイベントを企画してはどうかということを提案しております。

といたしますのは、いろいろ今までも一般質問の中で出ましたが、高齢者なんかはやっぱり家の中でひきこもりがちになりますよね。先ほども一般質問の中で出ましたが、話さないで終わるとか、そういうような状況もございます。これは高齢者ばかりではありません。中にはいろいろな家庭の事情等あって、引き籠っている方もいます。そのような方をぜひ引っ張り出して、町民間の交流が図られるような事業を組んでいただきたいなと思っています。町には花火とかあります。ただ、花火は交流の場にはなるんでしょうけれども、花火を見るやつですから、ぜひ昔に戻せと私は言いませんが、ウォーキング大会等を開いていただければなと思っております。よその町村は結構皆さん、町長もご存じだと思いますが、県とタイアップしてやったり、いろいろやっていますよね。そのようなことを浅川町でも取り組んでいただきたいと思っています。有名な花火はありますけれども、あと個人個人で体力づくりのため保健センターあるいは共同福祉施設等で運動等はやっておりますが、これはごく一部の限られた方です。10人、15人のグループでやっているような状況でございますので、ぜひ町民が子供からお年寄りまで交流できる場としてのそのような新たなイベント、広く交流できるイベントを企画して実施していただければと思って、今回質問させていただきました。どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 一時、私が町長になって5年前の話であります、山登り健康ハイキングがございました。ところが、これ不評で、あるいは実行委員会たちにも不評で、次の年から取りやめた経過がございます。それは4番議員も知っていると思います。

また、浅川町ではソフトとかバレーとか大会がございまして、一時は4会場で試合をやっておりましたが、今は本当に10チームがない状態でございます。やはり何か開催すると最初はいいんですが、徐々に参加

が少なくなり、本当に今、大変苦慮しているところでございます。

それで、大変失礼ですが、あやめ園ですか。今年もあやめ園も私のところに問合せがありましたが、やはり今、一時ほどのブームじゃないですけれども、一時は大反響しておりましたが、今、あやめ園というのはやはりしぼんできておまして、なかなか行ってくださいということができなくなりました。というのは、今、行っても、なかなか人手がないという話を聞いておりますので、今後本当にそういう団体に対して町ではどういうふうにできるのか、あるいは今後どのようにするのか、いろいろとお話をしていきたいと思っております。

それで、新たな拠点となる交流はどうかと思っておりますが、今後の本当に大きな課題だと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） 今、あやめ園の話出ましたが、町長の認識と大した差はないと思うんですが、これも高齢化でございます。高齢化が、あやめ園の会員も高齢化に来てなかなか、今まで3回やったやつが2回とか、そういうような形があると思いますが、あともう一つはコロナもあります、この3年間。その中で、町長とか町当局が思うような形になっていない面があるかもしれません。ただ、あやめ園自体は、あやめ会自体は一生懸命活動しておりますので、その辺は認識していただきたいと思います。

ただ、今、町長の答弁だと5年くらい前に参加人数が少なくなっちゃって不評でということだったんですが、私は不評でやめたとは思っていません。ただ、参加人数が少なくなったのは、そのPR方法もあると思うんです、いろいろな。その辺のPR方法などを考えていただいて、少なくなったからやめちゃうんでなくて継続することが大事だと思うんです。ぜひその辺を継続できるような企画で、町民みんなが交流できるものを何か一つやっていただきたい。浅川町は、先ほど町長さん言うように各団体団体はやっています。ただ、その団体で終わっちゃいます。町民全体のやつが私は必要だと思っているんです。ぜひその辺を検討いただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民全員参加できるようなそういうイベントは、本当に今後担当課と相談していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、会田哲男君。

○4番（会田哲男君） よろしくご相談くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、2番、菅野朝興君、（1）旧小学校跡地の今後の方針はの質問を許します。

2番、菅野朝興君。

〔2番 菅野朝興君起立〕

○2番（菅野朝興君） 旧小学校跡地については、利用者を探している状態が続いています。耐用年数も近づいており、利用にも制限が出てくるかと思えます。何点かお伺いいたします。

1点目については、旧山小・旧里小の校舎は、あと何年使用できるのか。この校舎の取壊しまでどのように

管理していくのか。

2点目については、校舎の取壊しの時期はいつと考えているのか。取壊しの予算の計算などはしているのか。

3点目については、校舎取壊し後の利用計画等はあるのかお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、この両校は鉄筋コンクリート造りの校舎となっており、財務省令によれば、法定耐用年数は47年と定められております。

旧山白石小校舎の完成は昭和50年により築48年が経過、旧里白石小校舎の完成は昭和52年により築46年が経過、おおむね法定耐用年数を迎えております。

また、廃校したと言えど、防犯対策のため機械式警備を従来どおり行っていたり、地区の方に窓開けをお願いしたりと適切な管理をしているところであります。

2点目につきましては、現時点の取壊しの時期は白紙であり、予算の計算もしておりません。

両校ともに平成31年3月に閉校し、廃校となり5年が経過しております。解体も視野に入れつつ、今後の道筋を考えていきたいと思っております。

3点目につきましては、旧山白石小の土地においては、全筆町名義となっており利用は可能ですが、旧里白石小の土地においては、一部民地があります。この問題を解決してからと考えておりますし、更地での利用計画は時期尚早と認識しております。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） コロナの前までは、この旧里小、山小、各地町長が出かけて行って座談会ということでやっけていまして、そこにも私は里白石のほうなので、そこに参加したりもいたしまして、そのときに何か中身を空っぽにしないといけないというようなことを言っていたりもありまして、何かその部分もまず、コロナがありましたので、全然進んでいないということで、やはり有効活用、地元の人に使っていただくなり、浅川町全体で活用していただくという方法があるかと思えます。やはり地元の人とまた再度お話し合いを持つなり、そういうことも必要になってくるかと思えます。

それで、取壊し、これがまだ白紙ということで、でも、耐用年数ということでもう危険な建物というようなことになっているかと思えますので、この点、危険であれば中に入れないようにするなどの措置が必要になってくるのかなというところでございます。

それから、地元の人なり、町内を回っておりますと、町民の方から、地元の人から意見として、地元には活力がないと、元気がないというようなご意見が多数聞かれます。浅川町のいろいろな地域の人がこういうことを言っているわけでございますけれども、建物がちょっと危ないのであれば、校庭のほうが使えるのであれば、ここをうまく町の人々が利用できるような形で、何かルールづくりというんですか。里白石の校庭では、子供たちが特に運動公園みたいなことで、そういう野球をする場所であるとか、野球でも軟球を使っているのか悪いのかみたいなそういうルールがいまいち分からないで、勝手に行ったときに大人の人にここでこんなことやっちゃ駄目だみたいなことで怒られてしまって、何かキャッチボールもできないというようなこともありますので、個々のルールづくりをやっていたほうがいいのかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 旧山小、里小の中に入っている備品は、数年前にある程度、浅小、浅中あるいは各施設で使えるものは今使っております。でも、まだまだ中に備品は入っておりますが、今後もそういうことも検討しなければならないと思っております。

また、グラウンド、校庭は、旧里白石小学校には野球チーム、あるいはドローンで使っております。また、旧山白石小学校は、グラウンドゴルフやゲートボールあるいは運動場として今現在使っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） その使用している期間がちょっとしかないと思うんです。もっと有効に活用できるように、山白石ではこういうふうに使えますよと、ただで使えますよというような、何か団体に使うときにはお金がかかるというようなことを聞いているんですけども、普通に散歩したりとか、ランニングしたりとか、そういうところのルールです。団体が使っていないときはそういう形で使ってもいいですよというようなところが明確になっていないので、その辺の部分もつくったほうがいいのではないかとということでございまして、その部分だけお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

町長の答弁と重複するかもしれませんが、旧里小、旧山小の校庭の利用、使用関係なんですけど、今現在、里白石小学校の校庭は児童たちの学童野球、この練習場となっております。山白石小学校の校庭は山白石の長寿会の方々のグラウンドゴルフの練習場ということで使用しております。

厳正なルールは確かにはございませんが、町内の方が、管理自体は総務で行っております。学校が閉校になってからは総務で管理しております。実際の使用の際の申込みは、公民館が窓口となっております。ですので、借りたい方が個人であろうと、団体であろうと、公民館にて受付をしていただければ、適切な使用方法を提示しております。私も公民館に1年間おりましたが、特にこの件につきましては、こういう要望とかそういうのはないんですが、こちらとしても廃校になったといえ、最低限の管理はしております。ですので、今、議員さんおっしゃった件につきましては、もしも疑問な点は、総務もしくは公民館にて対応をいたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）子供たちの登下校の安心安全の強化をの質問を許します。

2番、菅野朝興君。

〔2番 菅野朝興君起立〕

○2番（菅野朝興君） ご質問いたします。

近年、浅川町にも不審者の目撃情報が寄せられています。親御さんたちは、今の体制では子供の誘拐、連れ去りの危険が高いと感じています。夏休み期間中の部活の送迎もないので、登下校時に事件、事故の心配があるとのこと。何点かお伺いいたします。

1点目について、警察の協力を得てパトカーの巡回を増やせないかということでございます。

2点目については、町内で見守り隊を結成し、車や自転車に大きなステッカーや幕をつけての放課後の巡回はできないのかということでございます。

3点目については、夏休み期間中の部活の安全安心な送迎バスの運行はできないのかということ。

以上、3点でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係でありますので、教育長に答弁させます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

1点目につきましては、不審者の情報などが寄せられた場合に、石川警察署、浅川駐在所と連絡を取り合いながら巡回の強化をお願いしているところであり、不審者情報がない場合であっても巡回をしていただいております。

また、毎月1日に各小・中学校周囲において実施しております交通安全街頭活動におきましては、交通安全母の会の方々、学校の教職員、保護者の方々、町職員の活動に合わせて、時間が取れる場合は警察官にも協力をいただいているところであります。

2点目につきましては、見守り隊などが組織され、放課後の巡回ができる環境になることは大変望ましいところではありますが、PTAの方々などによる組織結成も、会社勤めなどもあり厳しい現状があり、マンパワー不足であると考えております。

3点目につきましては、長期休業期間中の部活動におけるスクールバスの運行につきましては、部活動の実施状況やスクールバスの利用者数など、運行利用条件がそれぞれ異なることから、原則、運行はしておりません。安心安全という件につきましてはおただしのおりですが、現在のスクールバスの運行形態や対象区域など、保護者の負担軽減、安心安全な登下校のため、できる限りの対応を図っているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） 警察の方は、巡回はしていただいているというようなところでお聞きはしてはいたんですけども、言ってみればなかなかこれは難しいというようなことではないかと思えます。

2点目については見守り隊ということございまして、これは学校に限らず、地域で子供たちを育てるというようなところで、PTAだけではなくて、協力していただける方いませんかということで、町全域にお声をかけるということで、地域で子供たちを育てて、安全安心に大人になっていただけるというようなその場をつくっていくということが大切なことだと思いますので、この車や自転車にステッカーをつけるというのも、協力できる方がいるのであれば、ぜひお願いしますということで、学校に通っている子がいる、いないに限らず、自転車なり、車なり、もしつけていただければ地域の防犯になりますということで、広く声をかけていただければ、それが一番いいのではないかと思います。

そして、バスの部活のときです。夏冬休みの部活のときの送迎バスというものが、ちょっと時間が部活によ

って違ったりというようなこともあるとは思いますが、これを実際中学生を持つ親御さんなりに聞きますと、ある程度は決まった時間に学校に来て、そして大体決まった時間に帰るという部活が多いんじゃないかということで、それも時間を調整すれば送迎バスというようなものを出せるのではないかというところがございますので、これはぜひやっていただきたいというようなどころでございますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃいましたステッカーを貼って車を走行させると、これも一つの方法であると思います。抑止力というところで一定の効果はあるのかなというふうに思っております。それから、今、議員さんおっしゃいましたように、町全体でと、全域で協力していただく。非常にこれは私も同感でありまして、大事なことであると思います。ただ、見守り隊を結成するとなりますと、先ほど答弁で申し上げましたように、なかなか難しいところもあるということで、それで、私は見守りというのは決して無理をしないということが大事だと思うんです。無理をしますと長続きしませんので、それで無理をしない。さりげなくやれる人ができるところから行くと。そういう緩やかなものでないと長続きしないのではないかと考えています。ですから、議員さんもおっしゃいましたように、見守り活動を地域ぐるみで行っていくためにはどうするかということですが、その一つの方法として、ながら見守りというのがあります。これはつまり家の庭掃除をしながら、あるいは散歩をしながら、犬の散歩をしながら、花の水やりをしながら、あるいは買物をしながらという、そういう日常生活の中で、地域の皆さんに今まで以上に子供たちに目を向けていただく。何かをしながら、日常生活の中で目を向けていただくと。そうしますと、町内全域で子供たちを見守っていくこととなります。ですから、見守り活動はパトロールではないということも言われております。パトロールということであれば、日常的には毎日のように行えなくなってまいります。毎日、いつでも、無理なく、気軽に行える、これが長続きするコツではないでしょうか。町民全員の目で子供たちを見守っていく。そのために無理なくできる、ながら見守りで子供たちに目を向けていく。そういうことで取り組んでいければいいのかなというふうに考えております。

それから、スクールバスの件、部活動におけるスクールバスですが、確かに安全安心も大事です。非常に大事なことです。中学生の中には自転車通っている中学生も実際おります。私はその安心安全のためにスクールバス、それも一つの方法だと思いますが、中学生くらいになりますと、生徒に危険回避能力、危険を予知して、自分で、そして、回避するというそういう力もつけていくことが必要だと思っております。ですから、実際に自分で自転車運転している中学生は、交通事故防止について毎日学んでいるわけです、体験を通して。ですから、自宅の玄関先から学校まで完全に守ってやる、そういう方法もそれもあるかと思いますが、中学生くらいになりますと、私は危険回避能力、これを身につけることも大事だなというふうに考えておりますので、これについては検討してまいりたいと思っておりますので、お待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、菅野朝興君。

○2番（菅野朝興君） 見守り隊というものも、ながら見守りということでは言っていたかしまして、ながら見守りなんだけれども、ステッカーなり、広く浅川の皆さんに配布するような形でやっていただければ、何かお買物行くときでもそういうものをしていけば、ああ、この町は防犯がしっかりしている町だなということで、防

犯の意識がどんどん高くなって、そういう人が来なくなると思いますので、ぜひ強化ということでやっていただければと思います。

そして、送迎バスということで、こちらも浅川はまだ治安のいいほうだと思わなくても、年々、諸外国のような形で、ふいの連れ去りみたいなことが、やはり中学生でも起こり得るのかなというところがございますので、できればバス、アメリカなどではやはり子供1人で歩かせないみたいなことがありますので、そこまではいかないまでも、やはりそういうようなご意見が、子供が心配だというようなご意見がありまして、その部分でバスというようなことをぜひ強く検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順8、9番、上野信直君、（1）現行の健康保険証の存続を国に求めるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 6月議会に続いて、マイナ保険証に関して3点伺いたいと思います。

質問通告後に状況の変化がありますが、通告どおり質問をいたします。

1点目です。

マイナ保険証は別人の情報をひもづけてしまう誤登録が7,000件以上も発生し、世論調査では来年秋に今の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化することに7割の国民が反対あるいは延期を求めています。申請が前提となる政府案では、更新時に無保険扱いが大量に発生するとも想定されています。町長は国に対し、現行の保険証を存続させよと求めるべきではないでしょうか。考えを伺います。

2点目です。

現在、政府はマイナ保険証を申請しない人には、資格確認書を申請によって交付する方向と言われています。今は毎年新しい保険証が送られてきますが、今度は申請しないともらえません。これは国民皆保険の制度に背くものではないかと思います。町長の認識を伺います。

3点目です。

マイナンバーカードの取得者から、早い時期に取得した人はポイントなし、その後、5,000ポイントが付与され、最後は2万ポイントになったが、全く不公平だという声が出されています。この声について町長はどう思うか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、マイナ保険証をめぐるのは、他人の情報の誤登録、情報が読み取れないための医療費一時全額負担、医療負担割合の誤登録などのトラブルが相次ぎ、廃止の延期や撤回を求める意見が数多くあることは事実でございます。

国においては、総点検の状況次第では、廃止の延期も含め適切に対応することや、マイナ保険証を取得していない方には資格確認書の交付を実施するところでございます。

しかしながら、マイナンバーカードは、本人の申請に基づいて交付されることが原則であります。現行の保

険証の存続の意見もございますが、マイナ保険証のトラブルによる混乱をなくし、確実に保険診療が受けられるためにも、国が責任を持って国民の不安をなくし、理解を得る取組が必要であると考えております。

2点目につきましては、先日、マイナ保険証を持っていない全ての人に、本人の申請を待たずに資格確認書を交付し、有効期限については5年以内に設定することが公表されたところであります。

資格確認書は、現在の紙やプラスチックのカード型などとし、顔写真は載せないものになるため、現行の保険証と同程度のものになると思われまます。

国民皆保険の中で、マイナ保険証を取得する、しないにかかわらず、必要な保険診療を受けられることは当然のことであると考えております。

3点目につきましては、マイナンバーカード取得者に付与されるマイナポイント事業については、国では令和2年9月1日からマイナンバーカードの作成とキャッシュレス決済の登録を条件に最大で5,000ポイントの付与を行ってきました。令和4年6月30日からは、さらに保険証の申込みと公金受け取り口座の登録についてもそれぞれ7,500ポイントを付与し、マイナンバーカード申請の促進を図ってきたところであります。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント事業につきましては、早い時期にカードを取得した方についてもポイント付与の対象となるため、これまでも広報紙などを通じて周知を図ってきたところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、トラブルが続いて大変でいろいろ、内閣の支持率も影響しているという状況です。これについて、マイナンバーカードの取得というのはあくまでも任意なんだよと言いながら、実際は保険証を廃止して、保険診療を受けようと思ったら、マイナンバーカード取らないと受けられないと。こういう実質的には強制をしているところがやっぱり一番問題だと思うんです。マイナ保険証にすれば、いろいろメリットはそれはあるでしょうけれども、やっぱりどうしても私はマイナンバーカードは取りたくないというふうに思う人の一番の心配の根源は、国が個人情報を一元管理する。こういうことが可能になってしまうということだと思うんです。これは悪用はしませんと今言っていますけれども、それを裏づける法律も何もきちんと整っていない。世界的に見れば全く異常な状況だということにあって、それでやはり自分はマイナンバーカードは取りたくないんだという方は、これはなくならないと思います、こういう状況では。そういうのを踏まえて、やはりこの強制という流れに対しては、町長はきちんと国に対して強制はしないでくださいということをお願いしたいというふうに思います。

2点目の新しい制度の方針として、今の保険証をなくしても資格確認書をみんなに今度は送るからと、こういうふうに言い出しました。資格確認書を送るんだっつらば、別に保険証をなくさなければそれでいいわけなんですよね。何でわざわざ制度を変えて、お金をかけて、そういう余計なことをして、同じような結果を出さなくちゃならないのか、全くこのマイナ保険証の問題の迷走ぶりというのはここに出ているんじゃないかというふうに思います。町長もそういう税金の無駄遣いはやめて、保険証を残してもらいたいと、今のままでいいですよと、こういう声をぜひ上げていただきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、早い時期にマイナンバーカードを取得した方については、これはポイントもらえるということなんですか。私はある町民の方から、マイナンバーカードが始まって取ってくださいとい

うことが随分言われたので、ポイントなしの時代を取ったんだと。でも、後からどんどんポイントがついて不公平だという話をお聞きしたんです。それで質問したんですけども、先に取った人は今から申請してもポイントもらえるんですか。その点をちょっと確認させてください。それで、もしそうであれば、そういう対象者は少なからずいると思うので、きちんとそういうことを広報なり何なりで周知をしないともらえないでしまう。こういうことになるんじゃないかと思うので、そういう対応を必要であればぜひやっていただきたいというふうに思います。

それで、再質問としてさらに付け加えたいんですけども、我が町ではそのマイナ保険証に関して誤ったひもづけ、こういう事項はないと思うんですけども、その状況も伺いたい。

それから、マイナ保険証が様々なトラブルが発生したために、これを返上したいという日本の中での大きな流れが生まれておりまして、浅川町にも返上したいというそういう方がいらっしゃるのかどうか、その点を伺いたいというふうに思います。

もう一つの問題はちょっと大きな問題なので、その後にさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目についてはマイナ保険証、これは強制しないように、国会のほうに行ったら改めて申込みたいと思っております。

2点目は、保険診療が受けられるように、先ほども言いましたが、国が責任を持って国民の不安をなくして理解に取り組む必要でありますので、これも国のほうに行ったときにお話をしたいと思っております。

3点目については、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

議員さんからおただしのありましたマイナポイントの付与につきましてですが、こちらにつきましては、広報紙や回覧を通じて、これまでも周知を図ってまいりました。特に第2弾が開始されました令和4年1月、翌月の2月の広報紙から、カードを取得し、第1弾に申し込んでいない方も対象となる旨の周知を2月、3月、6月、11月、12月、令和5年になってからも1月、最近におきましては4月、5月、6月の広報紙におきまして毎月周知を図ってきたところであります。

また、マイナポイント事業が拡大しました令和4年1月からは、休日窓口を開設するとともに、マイナンバーカード関係に特化した延長窓口も開設して対応するとともに、交付と同時に、住民の方の来庁が1回で済むように、ポイントの付与についても説明いたしまして、ポイントの支援も行ってきたところであります。また、相談や問合せもありましたので、マイナポイントの説明を行うとともにポイント付与の支援も行ってきたものであります。

その中で、議員さんおただしのような以前に取得した方についてもポイント対象ではないのかという質問や相談もございましたので、そのような方には説明し、ポイントの付与も行ってきたところであります。また昨年度の12月には防災無線でも周知したところでありますが、ポイント事業につきましては、分かりにくい面もありますので、再度防災無線を通じて事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、もう一点のカードの返上があったのかということにつきましてですが、全国的に見てですけれども、

保険証の誤ったひもづけですとか、あとコンビニ交付におきまして誤交付があったという報道があったから、町内におきましては、町内の在住の方から1件、不安があるということでカードの返還はありました。それから、転入者の20代の方、1件ありましたが、その方につきましては、保険証ですとか、カードに不安があるとかではなく、転入と同時に返還したいという内容でございましたが、その方につきましては転出しております。以上になります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町では誤ったひもづけというのはなかったんですか。その点はちょっと答弁が抜けたので、後でお願いします。

3点目のポイント付与に関してなんですけれども、そうすると、最初にマイナンバーカードを取得をして、まだポイントがつかなかった時代です。その時代にマイナンバーカードを取得した人には、ポイントが今でももらえるんですか。そうすると、これは5,000ポイントなんですか、2万ポイントまでいくのかちょっと分からないけれども。あと5,000ポイントで取得した人は、その後2万ポイントになったんだけど、2万ポイントまでもらえるようになるんですか、今でも。その点をちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

それで、私、一番この間考えていて、どうなんだろうなと思った問題というのは、国保税の滞納者、この方に対する対応というのはどういうふうになるんだろうかなということなんです。今、国民健康保険税の徴収というのは、事業主体は県だけれども、町が担当していますよね。それで、国保の滞納率が高くなると県から来る何とかの支援金みたいなのが減るという形になっていると思うんですけれども、マイナ保険証を取得した人、この方はその後国保税を滞納したらどうなるんですか、これ。マイナ保険証というのは5年間使えますよね。今、国保税の滞納者は、10月に保険証の切替えのときに期間が1年間じゃなくて3か月の短期保険証を郵送されてきているそうです。大体年間で30件ぐらいというお話です。期間3か月の有効期間しかないので、期間が切れそうなときにはその方がいらっしゃって滞納相談ということをやって、そして収納率の向上につなげているということだと思うんですよね。ところが、マイナ保険証になったら、あれ5年間使えるわけです。そうしたら、この間どうするんですか、滞納になったら。一方的にお願いするだけなんですか、納めてくださいと言うだけで。でも、納めなくても保険証は5年間使えるんだから、真剣に考えてくれる人ばかりでもないと思うんですよね。この点はどういうふうになるんでしょうか。

それと、マイナ保険証を交付するときに、国保税の滞納者ですか、滞納ありませんか、ありますかというのは確認していないと思うんですよね、多分。国保税の滞納者だったらば、3か月の短期保険証しかもらえないのに、それを確認しないで5年間の保険証を交付してしまっているということと同じような効果になっていると思うんです。これは町にとって本当に大事な問題だというふうに思うんですけれども、これなかなか、今までは利用者側からの視点からの議論ばかりなされてきたので気がつかなかったんだけど、この間、同僚の議員としゃべっていて、これ本当に大問題だよなということになったんですけれども、この点はどのように理解されていますか。どなたでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、住民課より補足説明させていただきます。

今、議員さんからありましたマイナンバーカードを以前に取得した方につきましては、全く今までポイントもらっていなかった方につきましても、今からでも最大で2万ポイントもらえます。2万ポイントもらえるとすることは、まずキャッシュレス決済になりますけれども、カードを取得したということで最大5,000ポイントもらえるマイナポイントの付与がありまして、そのほかに保険証の申込みをすると7,500ポイント、公金受け取り口座の登録をすることにより7,500ポイントもらえることにより、最大で2万ポイントという形になっております。第1弾の5,000ポイントをももらった方につきましても、第2弾、保険証の申込みをすること、それから公金受け取り口座の登録をすることで、合わせて1万5,000ポイントもらうという申込みもこれからすることができます。そのことにつきましても、重複しますが、広報紙で周知してきたところであります。

それから、誤った保険のひもづけにつきましても、そちらにつきましては、窓口で支援するのはカードを取得したときに、保険証として利用できる申込みをすかどうかということの申請になりますので、その方が国民健康保険なのか、社会保険なのかという確認はしておりませんで、そこは切替えもあると思いますので、切替えは今までどおり窓口で行っていただいたり、事業所で行っていただいたりするものと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） じゃ、ちょっと私のほうからも答弁させていただきたいと思います。

まず、ひもづけの部分についてちょっと補足をさせていただきたいと思うんですが、基本的には今、住民課長のほうから答弁があったとおりでございます。あと関連して、今、国のほうで作業しています、いわゆる総点検の関係ですけれども、こちらについては、先日中間報告ということで国のほうから公表があったところですが、その時点で特に町のほうでの作業結果、特に問題があったというような報告上がっておりませんので、基本的にはそういった誤登録とか、そういったものは町の事務については今のところ問題ないのかなというふうに認識をしております。

あと最後の国保税の滞納者の取扱いの部分ですが、ちょっと事実関係、我々も正確なところを正直把握をしていないというのが今現状でございます。何か国のほうから情報等が来ているのかどうかも含めまして、その点についてはちょっと改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この国保税の滞納者に対する対応というのは、私もマスコミ関係のあれでも全く見たことがないので、全く欠落しているんだというふうに思います。国保税が滞納になったか、ならないかというのをいちいち町がどこかに発信して、それがマイナ保険証に反映されるところいうふうになるとはなかなか思えないです。大変な作業になると思うんです、そんなことになったら。今の紙の保険証を使えば簡単にできるようなことが、お金もかかるし、手間もかかるしという、これは浅川町だけの問題じゃなくて全国的な問題になると思うんですけれども、この問題をぜひ他町村の首長さんにでも浅川の町長から問いかけていって、こういう問題どうなるんだろうねというのをぜひ問題意識を共有してもらいたいなというふうに思うんです。そうでないと、これ、国保は県が事業主体ですけれども、先ほども言いましたけれども、国保税を集めるのは町の仕事ですから、国保税の滞納が増えるということになると、これは国保税が上がっていくことにつながってし

まうので、そうならないようにこの問題はきちんとさせて、解決策を最終的には国に求めるということになるんでしょけれども、マイナ保険証なんていうのができなければ、こういう問題生じないんでしょけれども、そういう問題もあるということをぜひ突きつけていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、9番議員がおっしゃったとおりに、本当にこれ、全国的な問題だと思っております。それで、まずこの問題を管内の首長さんにまずはお話をさせて、そして、この話をもみながら、国のほうにもちょっと届けたいなと思っております。ですから、これすぐはできませんが、時間かかるとは思いますが、それなりにやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）地元に戻り就職する人には返還を免除する給付型奨学金の導入をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川町奨学資金について、次の4点を伺います。

1点目ですけれども、ここ4年間の申請者数と貸与決定者数の状況を伺います。

2点目です。

6月議会で10番議員が質問しましたが、例えば卒業後に地元に戻って就職した人については返還を免除すると、こういう給付型の奨学金をやはり導入すべきではないかというふうに思うんですけども、これについての考えを伺いたしたいと思います。

3点目です。

浅川町奨学資金は、貸与条例の第3条3号の定めによって他の奨学金との併給を禁止されています。これは若者が卒業と同時に多額の借金を背負うということにならないように、そういう配慮からかと思いますが、給付型奨学金を導入するのであれば、併給も可能とすべきではないでしょうか。考えを伺います。

4点目です。

貸与者の資格として、貸与条例の第3条第1号は、身体が強健であることと規定しています。しかし、これは今の時代において適切な規定であるとお考えでしょうか。伺います。さらに、この身体が強健であることというこの規定に当てはまらずに貸与されなかった例はあるのかも伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和2年度が申請2件、決定2件、令和3年度、令和4年度は申請はありませんでした。令和5年度は申請1件、決定1件、以上ようになっております。

2点目につきましては、第2回議会定例会における角田議員さんの答弁のとおり、検討させていただきたいと思っております。

3点目につきましては、町奨学資金が給付型になれば併給も可能であると考えております。

4点目につきましては、身体が強健であることという要件については、町奨学生選考委員会委員の意見も聞いたりしながら検討したいと考えております。

なお、この資格により貸与決定にならなかったという例は、過去10年間を確認しましたが、ありませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 令和2年度からの申請者数と貸与実績、貸与者数を調べてお答えいただきました。4年間で3人の申請があつて、3人貸与を決定したということであります。これを見て、やはり印象としては少ないなど。せっかく浅川町が奨学資金をお貸ししますよと、無利子ですよと、こういう制度をつくっていながら、なかなか利用されないと。これは、一つには、やはり金額が少ないというのものもあるのかもしれませんが。最高で、大学生クラスで3万5,000円でしたか、1か月。これアパート代にもなりません。併給を禁止しているので、なおさら借りにくい。浅川町の奨学金借りたら、国とかほかの団体の奨学金は借りられない、こういうことになるので、そういう背景もあつて、これ利用が少ないんだろうなというふうに思います。そういう問題点がこの利用状況に浮き彫りになっているんじゃないかというふうに思います。ぜひ給付型のものを検討していただきたい。そして、ほかの、国とか他の団体の奨学金も併せて受けていいですよと、こういう制度に改めていただきたい。とにかく子供を高等教育受けさせようと思うと、本当にお金かかると。卒業させて後で振り返ってみて、よくあのとき生き延びられたなというのが私の率直な実感なんですけれども、そういう思いをしながら、親御さんたちは大学とか専門学校とか出しているわけです。ですから、浅川町のこの奨学金制度が有効に活用されるように改善をしていただきたいなというふうに思います。その点のお考えを再度伺います。

それから、4点目ですけれども、身体が強健であることということは、例えば難病を抱えている方はお貸しできませんと、こういうことです。自分は難病を抱えているけれども、同じように苦しむ人たちのために私は医学部に進んで、この病気治すために勉強したいんだという人は、浅川町の奨学金は門前払いですから、そういう規定なんです。これは、今の時代には私は全く合わないだろうというふうに思うんです。実際は、10年間調べたところ、これで外された方はいないということでありましたけれども、運用の面において、このところは目をつぶったというか、あまり問題にしないで貸与を決定したのかなというふうに思うんです。そういう運用自体はいいとは思いますが、今の時代にこういう規定が町の条例にあるということ自体が私は恥ずべきことだというふうに思いますので、これはなるべく早くなくしていただきたいなというふうに思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、給付型検討していただきたいということですが、これにつきましては、今後さらに借りやすい町の奨学金になるよう検討してまいりたいと思います。

それから、資格、条件の件ですが、身体が強健という文言の件ですが、これにつきましても別の表現、改めて検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（３）来年は介護保険料の見直し時期だが保険料は上がるのかの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 多くの高齢の方にとって、年金から有無を言わず天引きされてしまう介護保険料の負担、これは本当に大変重いものであります。それで、何とかしてほしいという声が寄せられ続けております。来年は65歳以上の方の介護保険料を浅川町が見直す時期になります。町としては、その負担軽減に真剣に取り組むべきだという思いから、2点伺いたいと思います。

1点目です。

介護保険料を3年に一度見直す時期が来て、来年の3月議会には新たな保険料が提案されると思いますが、現在のところ、引上げになるのか、引下げになるのか、見通しを伺いたいと思います。

2点目ですが、仮に保険料が引上げになりそうならば、以前、国保でやったように基金を活用したり、一般会計から繰入れをするなどして、上がらないように対応する考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目と2点目を一括してお答えいたします。

現在の令和3年度から令和5年度までの第9期介護保険事業計画における保険料につきましては、基準額が5,100円となっており、福島県平均6,108円に比べ1,000円以上低く、県内59市町村のうち3番目に基準額が低くなっております。

これらの要因については、これまでの地域サロンなどの通いの場の充実や、介護予防事業などの継続された支援、地域でのボランティア活動などの効果もあり、介護保険の認定率も全国や県の平均よりも低い傾向にあり、介護サービスの給付量が大幅に増えていないことや、介護給付費準備基金を取り崩し、繰入れしたためなどが考えられます。

次期の令和6年度から令和8年度までの第10期事業計画における保険料については、国の介護報酬改定等の動向を踏まえ、今後3年間に必要なサービスの給付量を適切に見込むとともに、介護給付費準備基金についてもこれまで同様に有効に繰入れ活用し、なるべく現状維持を目標に設定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この質問の通告後に議案書が配られて、特別会計の決算書、介護保険の決算書も配られました。そこで見て初めて分かったんですけども、浅川町介護給付費準備基金、いわゆる介護保険の基金です。これについては、この3年間増えているんです。本当だったらというか、想定されているのは1年目は余るけれども、2年目はトントンで、3年目は使って減ると、こういう想定だったと思うんですけども、この3年間は増えて増えて増えているということで、この介護保険の基金、1億3,000万円にまでなっています。これは介護保険の加入者が納めたものの一部を積み立てたものですよね。ですから、これ、介護保険の保険加入者のものなんです、このお金。ですから、この1億3,000万円もある基金も活用しながら、ぜひ高くないようにやっていただきたいと。町長先ほどの答弁では、なるべく上がらないようにしたいということですが、私は2期続けて下がるように取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、その可能性はある

と思うんですね、これまでの経過からすれば。浅川町は県の平均よりも基準額で1,000円以上安いという、これは誇らしいことだと思うので、この原因をさらに強化しながら取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に先ほど言ったように現状維持で何とかいきたいと思っておりますが、今、9番議員がもう毎年毎年言われていることでありますので、何とかそういう希望に応えるように担当と努力していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（4）ダイユーエイト付近の国道118号の舗装改修を県に求めよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 以前、6番議員さんからも質問が出されました。実質的には同じ問題です。118号のダイユーエイト近辺です。あの近辺で本当に車がぶつかったんじゃないかと思うような大きな音が出るのがよくあるんです、昼夜の別なく。それで、私も7月1日でしたか、2日でしたか。一斉清掃のときにやっていたらば、ご近所の人から言われたんですけれども、原因は橋のところじゃなくてあそこだよというふうに指摘をされて、橋のところもそうだったんですけれども、しばらく見ていたらば、ダイユーエイトの前のくぼんだところ、舗装を後で付け足したところの付け足したものが固くてそのまま残っていて、周りがますます削れて段差ができていて、特にダンプカー、それからトレーラーが一番ひどいです。ものすごい音です。それで、このところは付近の住民の方は大迷惑しておりますので、早急に県に現状を確認してもらって、舗装を改修してくれるように、優先的にやってくれるように取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

おただしの箇所につきましては、地域住民の方より、舗装の段差による騒音がひどいとの苦情を受けております。県に改修を依頼しておりましたが、再度、道路管理者である石川土木事務所に確認したところ、修繕予定であるとの回答を受けました。引き続き、連絡調整を図ってまいります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 修繕予定というのはいつ頃になるんでしょうか。土木事務所で予定していますと言っても、来年の3月までは今年度の予算のあれですから、あまりゆっくりされていても困るんです。本当に、職員の方で実際に現場に行ってあの音を聞いたという人はいるかどうか分からないんですけれども、物すごいんです。車が衝突したんじゃないかと、最初はそう思うんです。だんだん慣れてきてしまうと、付近の方はそんなことも言っていましたけれども、とにかくひどい音です。それで、箇所は神路橋を石川方面に渡った辺り、あそこでも鳴りますし、ダイユーエイトの前のガソリンスタンドの近くまで来るあの間でも鳴ります。これはなるべく早く、修繕予定はあるんでしょうけれども、もうあそこら辺は最優先でやってくれるように改めて言っていただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと町の対応の問題なんですけれども、町民からこういう苦情というか、声というかが出されたときに、それは県の事業です。県には言いますけれども、やってくれるかどうかは県ですよという答弁と、あとは、そういうひどい状況なんですか、後で確認してそういう状況だったら、強く土木事務所に申し入れますという姿勢ではやはりこれは違うと思うんです、聞いた住民の方も。まるっきり人ごとみたいな対応であれば、これは困ると思うので、親身になって対応するというのが、これは浅川町もそういうやり方だというふうに思うんですけれども、その点も確認させてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ここ数年は、この118号線は皆さんご存じのとおりに、大型車が朝早くから多くなっておりまして。1日1万1,500台ぐらいが24時間通っているみたいです。向こうの49号線が約8,500台らしいです。ですから、皆さん本当にあの車、なかなか切れないのがご存じだと思います。これからますます車が多くなってきます。そういう箇所については、私自身も県の土木のほうに行っているし、町民から言われたら、いや、県の仕事だからという、担当者もそういう答えはしていないと思いますので、町民に親身になって、そういうことを答えているつもりですので、もしそういう声があったら、また改めてお聞きしたいと思います。とにかく一日も早くできるように、私自身要望をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（5）高齢者等タクシー助成事業の一層の充実をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 何度も質問をしています問題ですので、簡潔に2点質問します。

1点目ですが、令和2年度のスタート当初は、年間で500円券が最高24枚、1万2,000円分だった高齢者タクシー助成事業ですが、現在は最高32枚、1万6,000円分にまで増えました。高齢者の足の確保のためのこの制度は、大変助かると好評ですけれども、もっと欲しいという声もよく聞きます。1万6,000円分でも、月にすると1,333円で、タクシー代の助成としてはやはり少ないなというふうな気がします。棚倉町は年間2万7,840円分、月にすると2,320円分を助成しています。せめて棚倉町並みに増額すべきではないでしょうか。伺いたいと思います。

2点目です。

通告ではちょっと紛らわしいような表現になりましたが、自分一人ではなくて、自分では外出困難な人のタクシー券、これについてやはり配偶者も使えるようにすべきではないかというのを前々からお尋ねをしていま

す。以前検討するというお答えでしたけれども、検討の結果どうなったのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、棚倉町においての該当要件は、本町とほぼ同様であります。交付額に開きがあります。交付人数や町においてのタクシー事業者への支払額、利用実績等を踏まえ、今後も検討課題とさせていただきます。

2点目につきましては、本人確認利用を大前提としていることや、配偶者であるという証明の確認が困難であることから、現状の取扱いを継続していく考えであります。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、棚倉町とかなり開きがあるという認識だけなので、今後も検討していきたいということでもあります。町長もお聞きになっていませんか。もうちょっと増やしてほしい、こういう声、私はよく聞きます。確かに1か月で1,333円のタクシー代と言ったら、これ何回出かけられるのか。恐らく1回行って終わり、買物か何かに1回行って終わりぐらいの感じになるかなというふうに思うんですけれども、やはり棚倉町並みに出してくれれば、1回のところを2回、何の気兼ねもなく行けると、こういうふうになると思うんですよね。町長はそういう声を町民の方から聞いていませんか。伺いたいと思います。

2点目ですけれども、前提として、自分で外出が困難な人、これを配偶者の方が使う。実質的には自分で外出できない人の買物を配偶者の方がしてやるとか、そういう使い方なんですけれども、こういう使い方はあってはならないというふうに思うんですか。それとも、そういう使い方はあってもいいだろうなというふうに思うんですか。ただ配偶者の確認ができないので、ちょっとその点で問題があるとこういう認識なのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番議員同様、私も前から、町民からは間違いなく聞いております。来年度から少しでも増額できるように、いい方向で検討させていただきたいと思います。

2点目は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

先ほどの町長答弁と重複するかもしれませんが、私も今年度担当になりまして、今までの定例会の会議録、読ませていただきました。実際、その配偶者の証明が一番困難になるわけなんです。こちら、私のほうでも駅前にはタクシーさん止まっていますので、ドライバーさんとも話してみました。担当のほうとしゃべったんですけれども、やはり本人確認の件が一番難しいということがあります。うちのほうでも、その配偶者をどう証明したらよいかということを議論はしております。今年度はもう進んでおりますので、私の答弁も今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、町長も町民の方からもっと増やしてほしいという声を聞いている。

それで、来年度から増額できるように検討したいと。以前もそういう答弁をされて、確かに次年度増額になりましたので、期待をして待ちたいというふうに思います。増額する方向で検討するということですね。分かりました。

2点目ですけれども、配偶者の確認、確かにいろいろ難しい、厳格な証明を求めるということになると、これは容易でない話だと思うんですけれども、タクシー券というのは、1枚1枚もらった人の名前、印刷されていますよね、1枚1枚に。それで、タクシー頼む人というのは、どここの誰誰だけれども、タクシー使うので来て下さいということで、どここの誰誰さんからのあれだよというふうなのは分かると思うんですよね。そして、タクシー券の名前を見れば、これ全く違っていたらば、これはおかしいですよという話になるので、そんなにあればはないと思うんです。もし、そういう悪用が心配されるということであれば、そういう悪用するために譲った人あるいはもらった人、こういう方については、次年度は交付しませんとか、そういう厳しいルールを設けるなり何なりすれば、私はそんなにこの問題は難しくない、そんなに厳格に配偶者を確認するためにどうするかと悩むような話でもないんじゃないかなというふうに思うんです。

先ほど質問したとおり、動けない配偶者のために奥さんが、旦那さんでもいいんですけれども、買物に行く。こういうときに動けない方のタクシー券を使うということについては、これは町長、認めるでしょう。その点が出発点なんですけれども、この点どうなんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） タクシー券は、これはお金、金券ですので、本当に悪用される可能性があると思います。これは間違いないと思います。そこで、タクシーの運転手さんとか、本当に今、議論を重ねているところでありまして、同じ答弁になりますが、なかなか答えが出ません。私は当然町民は善人だと思っておりますので、そういう悪用する人がいないと思っておりますが、やはり、もしそういうふうに悪いほうに利用されると、もうあなたは来年度から駄目ですよと、それを本当に言っているのか、なかなか厳しい問題がありますので、これも本当にもう少し、しばらく検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 聞いたことに対する答弁がなかったんですけれども、体が不自由な方のタクシー券を配偶者の方が使うと。このことについては、町長、認めますか。それとも、やっぱり他人のものだから駄目だよという考えなんですか。その点を伺います、まず。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いや、私は9番議員と全く同じだと思います。やはり体の不自由なのは、これは1人では当然駄目でございます。ですから、そこところがちょっと難しいんでありまして、当然体の不自由な方、障害者の方あるいは老人の方がやはり1人で乗れなければ、当然これは付添いが必要でありますので、だが、そこら辺がなかなか難しく結論が出ないところでありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 話が違うんですけれども、本人がタクシーに乗れない、そういう健康状態だというときに、配偶者の方がその本人のタクシー券を使って、配偶者の方だけタクシーを利用して買物なんかに行く。こ

ういう利用の仕方というのは駄目だということなんですか。それとも、いや、それ悪用を防ぐ手だてがあれば、そういうのも認めようというお考えなんですか。どちらなんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども答弁、繰り返しにはなるんですが、4月以降、この話、議論になっております。確かに議員さんおっしゃるとおり、簡単な話かもしれないんですが、こちらも事務手続上もありますので、検討課題というのはあくまでも検討課題なんですけれども、こちらとすれば考えは、実情に合わせた、柔軟で弱者に優しい行政目指していますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（6）3分の1が空室となっているみのわ団地の原因と入居対策はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町の人口減少対策として、定住者の増加につながると期待をされる浅川町定住促進住宅、条例上の名称はみのわ団地ですけれども、現在、全80戸のうち、およそ3分の1に当たる27戸が空いております。この状況について4点伺いたいと思います。

1点目ですが、あえて空けておく部屋は幾つなのか伺います。

2点目です。

残りの部屋はなぜ入居者がいないのか、考えられる理由を伺いたいと思います。

3点目です。

入居者を増やす対策として、どのようなことを検討されているのか伺います。

4点目です。

入居しやすいように浅川町定住促進住宅管理条例第10条1項1号の2人の連帯保証人とか、同条例の第16条及び別表2に定める3か月分の敷金、こういう規定を見直す考えはないでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、入居者の募集をしていない戸数は、被災者用住宅として確保している1号棟の101号室と102号室の2戸であります。

2点目につきましては、随時募集をしておりますが、申込みがない状況であり、要因についてはエレベーターがないことや、経年による建物、設備、内装の老朽なども考えられます。また、現在行っている公募の仕方に問題がないかなど、申込みがない要因をよく整理し、対処してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、令和3年度にインターネット光回線を使用できるよう情報通信設備工事を実施しました。今年度からは、長寿命化のための修繕が目的であります。外壁の塗装工事を実施して外観の改善を図

ってまいります。また、風呂釜にシャワーがついていない部屋を順次、シャワーつきに更新するなどしているところでもあります。

今後は、現在改定作業中の町営住宅長寿命化修繕計画において、住戸内の設備を含めた改修を検討し、公募の方法についてもSNS等を活用して広くPRし、定住・移住につながるよう検討してまいります。

4点目につきましては、現在のところ、連帯保証人を2人、敷金は3か月必要であります。入居希望者の障壁となることが多い場合には、見直しも必要であると考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1問目の答えで、27戸空いているけれども、町としてとっておくのは2戸で、25戸が結局、言ってみれば募集中なんだけれども、入っていないという状況だということでもあります。

これは、雇用促進事業団の変わったものから買った建物です。昔の雇用促進住宅で、それで、破格の値段で買ったんだけど、買った理由というのは、やはりこれを使って、基本的には浅川町以外の働く人たちに入ってもらって、それで町の人口を増やしましょうと、こういう目的で購入しました。それで、年間それなりの維持費もかかっております。これがたくさん入ってくれば、当初の目的は達成するということになると思うんですけど、27戸、3分の1近くが空いているという状況では、これはせっかくそういう人口増の資源を持ちながら生かし切れていないという状況なので、ぜひ問題点は改善を重ねていって、多くの人がここで入居するように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

エレベーターがないという問題もありますし、老朽化もしているということでもありますけれども、私の印象では、じゃ、エレベーターがないから上の階が空いているかと言うと、そうでもないんです。上の階に行くほど家賃が安いという家賃構成になっておりますので、必ずしもそうでもない。やはり家賃を下げれば入ってくれるだろうし、あとは町外の方に入ってもらうのに、浅川町に住む方を基本にですけれども、連帯保証人をお二人つけてくださいと、これはすごく高いハードルだと思うんです。これはぜひ見直しをしていただきたいというふうに思います。公営住宅法の適用がある町営住宅、これについても国土交通省の住宅局の通知が繰り返し出ておりますけれども、連帯保証人が見つからないという方について、それを理由にして入居を拒否するというはしないでくださいというのが今の流れです。ですから、公営住宅法の適用のない、もっと縛りの緩い浅川町のこれ、定住促進住宅なんだから、こういう連帯保証人2人なんていう規定はもう取っ払ってしまおう。そういうこともあっていいんじゃないかなというふうに思います。

それから、3か月分の敷金というの、これ、結局当月分の家賃と合わせて家賃4か月分まとめて納めると、納めなくちゃならないということになると、これはなかなかハードルが高い。それで、この家賃を下げるということ、あるいは敷金をなくすのか、1か月分にするのか、いろいろ考えどころだと思うんですけど、それからあと、畳の表替えとか、障子・ふすまの貼り替え、これやってくださいよと、退去時に。こういう規定もあります。これおかしいんです。通常の使い方をしていて、普通に汚れた畳とかふすまとか障子、これは家主の負担なんです、直すのは。そういう判例が確立しています。裁判やったら負けるんです、こういう規定は、これは優越的な地位にある貸主が一方的に定めた規定であって、こういうのは公序良俗に反して無効ですよと、こういうような判決が下るんです。こういうのはやはり見直しをする。様々、今の時代から見て合わないもの

もあるし、それから、ハードルを高くしているという面もありますから、施設の改善も併せて進めながら、こういうところもぜひ全体的に見直しをしていただいて、せっかくあの施設を有効に機能するようにやっていただきたいなというふうに思うんです。今回は初めて取り上げましたので、基本的には問題提起ということになりますけれども、町長、お考えを最後に伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町の人口増のために問題点を一つ一つ解決しながら、移住・定住につながるよう努力したいと思っております。

また、連帯保証人2人あるいは敷金3か月、本当にこれ、見直しかなとは思っておりますので、なお、担当課に良い方向で進むようお話ししていきたいと思えます。

あと退去時に畳、外壁とかですか、いろいろ修繕、これは私も以前に城山下の一戸建てに住んでおりました。家賃が2,800円でした。そのときもうあの一戸建てを壊すにもかかわらず、畳とか外壁、壁紙かな、全て交換して何十万かかりました。私はそのとき文句言ったんです。もうその一戸建てを壊すのになぜやらなくちゃいけないんだと。いや、決まりだから、規則だからということで、全て直させていただきました。そうしたら、それは規則だからということで。そして、もう壊しているんです。私、本当に残念でなりませんでした。それは規則だからという言葉に惑わされて、今考えたらちょっとおかしいとは思っております、これは本当に。それで、それは過去でありますから、どっちにしても本当に移住・定住のためにいい方向に進めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 余計な話になるかもしれないけれども、町長、そのとき裁判やれば勝ったんですよ。今おっしゃったように、畳の表替えとか、障子・ふすまの貼り替え、これは当然のようにそのことを求めていますけれども、通常の使い方をしていて、普通に汚れたものについては、それは直すのは家主の負担ですよというのが確立した判例です。ですので、町営住宅、公営住宅法の適用になる町営住宅、これについて町はやはり同じように求めているんですけれども、これは誤った対応ですので、この点も併せて、この際に見直しをしていただきたいなと。それで、どうしても不安だったらば、町の顧問弁護士さんがいるわけですから、その方にお尋ねをして、こういう規定なんだけれども、議員の中からこれは駄目だという意見があったんだけれども、本当なのかということをお聞きして、ぜひきちんとした対応をしていただきたいなということをし添えて終わります。答弁はいいです。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（1）国民健康保険税の子どもの均等割をやめ子育て施策の充実をめざすことの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 国民健康保険税の子供のいわゆる均等割、これは均等割、1人幾らというふうに決まっておりますけれども、そういう18歳未満の子供全てにおいても均等割をなくしていくことが私は子育てを今、奨励して保護者の負担を軽減している、こういう国の方針も徐々に出てきておりますけれども、やはり国保の負担は大変であります。少しでもやっぱり国保税を安くしていくという点で、浅川町も「子育てするなら浅川

町で」と、こう言われる町づくりを目指す。そういう観点から、私どもは前から要求をしていたのでありますが、徐々に今、国もその枠を広げてきておるとい状況であります。浅川町はぜひ先んじて、この際実現をしていただきたいとこういうふうにするのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、福島県内における国民健康保険税の子供の均等割保険料を全額免除しているのは、南相馬市、白河市、二本松市、平田村でございます。

2点目につきましては、浅川町における子供の均等割保険料を全額免除した場合の必要額につきましては、約200万円弱が必要になると試算しております。子供の均等割を廃止することは、現行制度の下ではその負担を少ない基金で賄うか、逆にほかの被保険者で負わなければならないという財源の問題も生じます。現行制度の中では、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなく、軽減対象範囲の拡大及び廃止等について医療保険全体の在り方を国で議論し、国の制度の中で対応すべきであると思っております。引き続き、国に対し強く要望していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは前にも質問して、町もすぐというわけにはいかないけれども、検討をするというふうなそういう答弁がなされております。私はやっぱり子育て支援するという子育ての支援の強化、こういうものためには、国民健康保険税というのは本当に税金の中でも、この頃、固定資産税も上がってはきておりますけれども、やはり一番重く感じる、こういう税金でもあります。その中で、少しでもやっぱり安くしていくというのが町の取るべき道だと思います。浅川町は、そういう意味では、とりわけ江田町長になってからは、公約もありましたけれども、細かい点で子育て支援の強化を打ち出してきて、通学費あるいは子供たちの問題とか、様々な形で入学お祝い金とか、工夫をして充実させてきております。それは分かるんですが、繰り返すようではありますが、この均等割をぜひ来年に向かって検討を加えていってなくしていくと、そういう方向を追求してほしいとそう思うのでありますが、いかがでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この負担は、先ほど申したとおりに、少ない基金で賄うか、あるいは逆にほかの被保険者で負わなければならないということなんです。ですから、大変厳しい判断であります。本当に今後とも検討していきたいと思っております。あるいは、この医療保険の全体の在り方を国で議論して、国の対応の中で私は対応すべきだと思っておりますので、なおこれも、しつこいようではありますが、国に対して申込みをしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） あとのくだりは町長の言うとおりで。やはりこども庁までつくって、国は今、全国的に多くの子育ての一つの負担軽減ということで、学校給食費の無料化、こういうものが全国的に今広がってきていますけれども、国はそこに対する施策もまだまだなされていないと、財源を確保すると、そういうこともなされていない。そういうふうになっております。ですから、国に対してこれらの値上げをしなくて済むような、ほかの保険者が負担をしなくても済むような、そういう財源の確保のために町長がなお一層頑張っている

きたいとこういう態度は、私はそれはそれでしかりであります。しかし、やはり町はそういう面で200万弱のそういう持ち出しをこの際しても、私は先んじてやるべきだと。平田村がもうやっているということで、地域でも保育料の無料なんかもう古殿でもやっている。もう先進例がどんどん出てきてやっているんです。ですから、浅川町もやはりそれらに遅れることなく検討を加えていって、町がそのたびに財政支出をすると。こういうことが私は必要だと思うんですが、十分な検討をお願いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、以前から、もう何十年も前から子供と教育はどんなことあっても衰退させないというところをお話しております。この子供の均等割についても、本当に200万弱のお金を出せば無料になるんですが、この件についても前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）難聴者への補聴器購入助成をしてより健康に生きられるようにすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この質問も以前にもいたしました。その間は、すぐ近くの西郷村で既に実施しております。やはり補聴器の購入、その補聴器そのものがピンからキリまでと言ったら語弊があるのですが、非常に高いものから安いものまであるそうであります。私も現実には石川の補聴器を販売している店にも行って、いろいろちょっと眼鏡のこともあったもんですから、お話伺ってきたんですけども、やはりどうせやるのであれば、高いものを購入してやったほうが間違いがないですよと。あるいは、右、左、そういうものの差もあるので、そういうものをきちんと検査をしながら補聴器は買ったほうがいいですよと、こういう話であります。ただ、町がやっぱり補聴器の購入助成をするということであれば、どの程度のものにするのかというのは、これは非常にその基準があると思うんです。最高限度額助成は、西郷のように2万5,000円とこういうふうなものにしていくのか、そのほかの町村でのあれはどういうふうになっているのか、その辺も含めて検討していただいたのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

現在、福島県内で高齢者の難聴者への補聴器購入補助金交付事業を実施しているのは西郷村のみでございます。

難聴と認知機能低下との関連は、多くの疫学研究で示されており、補聴器の使用が認知機能低下を抑制するとの研究報告も見られます。

加齢に伴う難聴につきましては、個人個人に差があり、老眼や小さな物忘れなどのように、誰にでも起こる可能性を持っております。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を維持するためには、避けることのできない課題であります。今後は医療保険適用にするなど、国による公的支援などが必要であると考えます。

町単独の新たな助成制度の導入につきましては、長期にわたる継続が必要となりますので、国、県、近隣の

市町村の動向を注視しながら、今後も慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁の中でもありましたけれども、いわゆる認知症の予防、これは通告の中でも書きましたけれども、本当に大きな効果というんですか、やはり耳が聞こえないでそのまま放っておくと対話ができない。そういうことから、人と人との交流もおろそかになっていく。孤独感にさいなまれるとか、鬱の症状を呈してくるとか、様々な悪いほうに進んでいくんだそうであります。ですから、そういう点を考えれば、そういうものを予防していくという役割も持っているし、治療という点でもあると思うんです。総合的に見れば、一定の補助をしても、それは医療費の節約にもなっていく、あるいは健康で長生きできる、そういう町づくりを目指す町長の公約を実現するためにも、私は大きな役割を果たすだろうと。ほかでやっていないからというのではなくて、やっぱり先んじてやっていくことがそれらの問題をどう首長として重視していくのかと、前向きな姿勢なのかということが問われると思うんです。そういう点で、ぜひ近隣町村あるいは国や県、こういう動向を見ながら検討をしていくということではありますが、先んじてぜひ高齢者の福祉の増進のためにも前向きに検討していただきたいとこういうふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、子供や高齢者や障害者に待たなしで様々な支援が必要だと思っております。医療保険適用にするなど、この公的支援は、国が進んで行くべきだと私は思っております。町がこれ単独でするのには、お金が本当に少なくなっておりますので、やはり国が助けなければ、この小さな町はやっていけませんので、今後とも国に注視しながら町でできるかできないかは検討させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 終わりに伺いたいんですけれども、やはり財源が限られているというそういう点は必ず地方自治体としても制約があります。しかし、そういう中でも、この自治体自治体の工夫によって、非常に前進している町村と、相も変わらずというようなそういう自治体の差が年々大きくなってきていると私は思うんです。浅川町はそういう点では、私は決して大きな後れを取っているという町村だというふうには思っておりませんし、様々な面で胸を張って、住むのならぜひ浅川町に住んでほしいとこう言える、そういう施策が実施されてきているとこういうふうには確信しているわけではありますが、何としてもこの難聴の問題は、お年寄りにとって大きな問題であります。先ほども言いましたけれども、認知症を予防するという点にも、あるいは人と人との交流、生きがいある長生きをするというそういう人生の大きな問題としても私は捉えて、十分な検討をしながら、先んじて実施をしていただきたいとこう最後にお願するんでありますが、その点をお伺いして終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） しつこいようですが、国、県、近隣市町村の動向を注視しながら、本当に前向きに検討させていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）里白石荒屋郷地域の圃場整備事業についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 里白石の荒屋郷地域の圃場整備事業について、昨年の予算の中でも予算づけをして準備に入って、しかも4年度の実績の中では、いわゆる24万7,500円で、ちょっと長いんですが、換地基準をつける設計基準の中での換地の基準をつくる、そういうことを確定したということで、24万7,500円が決算上表れています。予算としては70万、国からのいわゆる経済育成換地事業等委託費ということで予算化したんですけども、決算上は24万7,500円とこういうふうなことで、基準をつくったということが報告になっております。

この荒屋郷の地域の整備は、浅川町でまとまったところの地域ではこの地域が最後になるのではないのかなというふうに私も思うのでありますが、1つとしては、その後、昨年からの事業の実施に向けての様々な準備、こういうことについてどういうふうになっておるのか、その経過、そして、全体の事業としてこれこれこういうふうな計画でこうだということを予算のときに説明したと思うんでありますが、もう一度あの地域の整備の概要を説明していただきたいと同時に、この24万7,500円でどういうことがなされ、今後、5年度はどういう事業をまた推進していくのか、このことについてまずお伺いしたいと思います。

そして、1つは今言ったような問題であります。2つ目には、町としての助成の考えはどうなっているのかと。事業の説明の中では、受益者の負担がほとんどない、そういう事業であるというようなことが説明にありましたけれども、町としての負担あるいはそういうふうなことについてどういうふうにならっていくのか、あるいは考えはどうかとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと長いんでありますが、お答えいたします。

1点目につきましては、この荒屋郷地区の圃場整備事業は、令和3年11月に調査地区として福島県知事の採択を受けております。申請している事業は、農地中間管理機構関連農地整備事業で、過去に浅川町において実施された事業とは異なり、様々な条件を達成することで、圃場整備に係る地元の負担金が発生しない事業となっております。令和4年度から実施計画策定のための調査が始まっており、令和5年度においても、福島県土地改良事業団体連合会へ委託して調査を進めております。

また、圃場整備事業の内容を再確認していただく意味で、地元の説明会が今年度3回開催されております。調査の期間は令和6年度までの予定で、令和7年度に県による調査結果の効果算定が行われ、採択が受けられれば、令和8年度以降に工事に入ることとなります。

計画策定に関する細かな問題点や疑問点については、町、県中農林事務所、土地連の各担当者間で随時打合せを行っており、地元を確認が必要なものなどは、役員の方に打合せに入っていただくなどして、一つ一つ解消しております。そのために、大きな問題点などはございません。この圃場整備に伴って、離農したいなどの話は聞いておりませんが、地元の役員の方から、自ら耕作していない所有農地の面積が小さい方が整理後は譲りたいとの話があるとの話は聞いております。

2点目につきましては、この圃場整備事業については、地元の負担金がない事業ですので、助成等は考えておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは令和3年に調査を開始というか、事業を起こして、そして実際に7年に効果の判定が出れば、8年から工事を始めるとこういうふうなものだということではありますが、そんなに大きな規模ではないと思うんですけども、これは地元の負担がないということで、こういうふうには換地等の基準を決めたり、換地設定をもうきちっと決めながら、しかし、最後には効果が見られないということで実施されないなんていうことになってしまう、そういう可能性もあるんですか。この8年に効果をきちっと判定して、その上で工事が施工されるんだとこういう決まりなんだということで今伺って、その辺がちょっと納得いかないんですが、いわゆる今までの基盤整備と整備そのものは、例えば3反歩区画あるいは5反歩、1町歩、こういう規格があって、全体としては何町歩で何人になっておるんですか。そして、そういう判定で覆ってしまうようなことはないんでしょうね。このまま進めて、国や県が、特に県が土地連とともに進めている事業ですから、その辺はどうなのでしょう。地元の方々の人数や、あるいは区画割とか、そういうことの具体的なことはもうお話しになっているわけでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁ありましたとおり、6年度までの調査で、令和7年度に県による調査結果の効果算定が行われることとなっております。あくまでも、こちら県のほうの事業になりますので、県のほうから示されているスケジュールにのっとりまして進めるようになりますので、6年度までの調査、7年度に効果算定ということが行われます。今現在、あくまでも調査地区としての採択を受けておるものでございまして、次の段階の工事地区の採択を受けられるかどうかという効果算定が7年度のことでございます。

この事業、現在、県中地区で9地区、調査地区の採択を受けてございます。実際工事地区の採択になりますと、その9地区から順番に採択が選ばれていくようなことになるかと思っておりますので、効果算定で効果があると認められたとしても、最悪の場合は順番が9番目になってしまうということもあり得ます。これは7年度の効果算定の県のほうの判断によりますので、なるべくそうならないように、有効な効果が出るような計画で進めるように考えておりますが、あくまでも最終判断は県のほうの採択となりますので、9地区の一番最後になるという可能性もなきにしもあらずではございます。

計画としましては、対象の農地面積は、全部で18.72ヘクタールとなっております。対象のこの地区の所有者数が49戸となっております。整備の基準としましては、1枚の田んぼ当たり、1ヘクタールの田んぼで考えてございまして、現在、それで計画のほうは進められているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 分かりました。県の事業なので、あくまで採択、その他については今後県が判断していくんだと。しかし、今、課長の答弁を考えますと、順番が遅くなるかもしれないんだけど、やられることは間違いがないというふうには受け取ってよろしいんですか。例えば9地区あれば、1地区しかやれないという

ことであれば9番目。そうすれば、9年後、7年からあれですから、それから9番目ということであれば、これ令和16年ぐらいになってしまうというそういうことにもなり得ると、分からないんだということですね。そうすると、私はその間にも、今、町長の答弁にもありましたけれども、小さい人はこの際売ってしまいたいとか、あるいは離農しているの、その事業には加わらなくてもいいというようなそういう人たちが私は当然出てくるんだと思うんですけども、現在のところは49戸で18.72ヘクタールで、規模としては売ってもいいというような方はあるけれども、この方々と今そういう形で進んでいるんだと、こういうことになるわけですか。ですから、その中でその事業が長引けば長引くほど、私はそういう世代の交代や相続の問題なんかも含めて出てくれば、何かちょっとこう大変な困難さも出てくるのではないのかなとこういうふうに関心するんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） こちら、令和7年度の採択ということでお話ししましたが、9地区ということで。ただ、あくまでも、私が話したのは年に1つずつ採択された場合のことでございます。県のほうで年に何件ずつ採択するかはまだ先の話ですので、最悪1年に1つだと9年後という話でありまして、2つずつでしたらもっと早くなりますし、3つずつならもっと早くなります。ただ、調査と違いまして、工事のほうは莫大な予算のほうかかってくるので、年間何件程度採択になるかがちょっと県のことでございますので、はっきりしたことは今の段階では言えません。

あと、間違いなく工事地区として採択されるのかということですが、これも約束できることではございません。今現在調査をしております、7年度の効果算定で効果がないと認められた場合は、工事地区の採択が得られないこともあり得ることはあり得ます。ただ、そうならないような計画を現段階では立てております。この農地中間管理機構関連農地整備事業の条件としましていろいろな条件がありまして、一応その条件をクリアするということで申請を出して、調査地区の採択を受けておりますので、7年度の効果算定の段階でそれが達成できないような計画では採択にももちろんなりませんので、そういったことのないように条件をクリアして、有効な効果が出せるような計画で7年度には出したいかとは思っております。ただ、最終的には、一番最初にお話ししましたとおり、県のほうの採択等になりますので、何番目になるかとか、間違いなく採択されるか等は、ちょっと今の段階ではお話しできません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 自己負担がないという経営であるというそういう条件の下では、今、課長が説明したのもやむを得ないのかなというふうに思うんですけども、ちょっと仄聞すると、泉崎村は200町歩からの事業でやろうとしてアンケートを取ったら、4割ぐらいの農家がもうこの際辞めたいんだと、あるいは売りたいんだと、こういう方々が続出したそうなんです。今後どういうふうにするかということはいろいろ出でしようけれども、売りたい人からは買うというようなこともできるそうですが、何とそこの際の値段は、どういう基準で決めたんだか分かりませんが、1反歩10万円なんだと。こういうふうな話が同僚の議員から聞いたんですけども、ですから、非常にそういう長引けば長引くほど、7年に採択がされるかどうかというものの効果判定が出れば、もう採択は間違いのないんだということがはっきりするわけですから、ただ、1年ごとに、さっき、

繰り返すようですけれども、年齢が大きくなったり、相続の問題が出たり、亡くなってしまったりとこう問題が出てきて離農したり、この49戸から外れると、辞めるというようなことがその中で出てくる可能性も私は考えなくてはならないのかなと思うんですけれども、そういう際にはその採択の基準から外れてしまうとういうことになるんですか。この辺はどうなんでしょう。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 現段階で、あくまでも現段階のお話しかできませんが、全ての農地所有者等に同意をもらった上で申請のほうはしてございます。そのため、現段階では反対等ございませんので進んでおりますが、今後、世代が代わるとか、そういうことももちろん考えられます。現在、自分で農地を持って実際耕作されている方もいらっしゃいます。

あとこの農地中間管理機構関連農地整備事業、こちらにつきましては、事業対象となった農地の全ては、農地中間管理機構のほうに管理権の設定がされるようになります。管理機構のほうから、地区の担い手の方に全て集約するというようになっておりまして、担い手なり、その担い手の下で作業する方にならなければ、そこに農地を持っていても自ら耕作するという事は、基本的に15年間はできなくなります。全て農地管理機構に貸すという形になりますので、担い手、それに付随した作業の方以外は、自分の農地は持っていても管理機構に貸してやってもらっているという形になるものでありまして、ですから、その際にもうやらないんだったら土地のほうはその担い手等に譲りたいとか、いろいろ話は出てくるかと思います。ただ、それは換地の中でいろいろ出てくる話かと思しますので、その際にはいろいろ進むかとは思っています。

長年、時間もかかることですので、役員なり、担い手なり、その一部の方だけではなく、荒屋郷の方たち、関係する方たち全ての問題として、地元でもよく、世代も代わったりしますので、お子さんたちとかご家族も含めて、地域全体の問題として話し合ってくださいということで、説明会のほうでは言ってございますので、地域一丸となって、もちろん役場のほうも全面的にバックアップはいたしますが、進めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 非常に、今、課長から聞いて、担当者として大変な事業だなどというふうに思ったんです。今までは浅川町の土地改良区が次々と、私らの時代と言ったらあれですけれども、浅川町の基盤整備を最初は3反歩、その次は5反歩から1町歩、そういう区画でずっと毎年やっていったんです。山間部を除いては、本当に浅川町は県下でも早くそういう区画整理の大規模圃場整備は終わった、そういう町村でもあったんです。今度は、その場合には3割5分とか、そういう負担もありましたから、東大畑なんかも、ようやく5年ぐらい前かな、各負担金の償還が終わったぐらいなんです。そういう意味では、負担金がないんだからというそういうものはあるんですけれども、中間管理機構がその農地を一切こう、自由にするという言い方ないんですけれども、担い手にどういうふうに地区の計画に基づいてつくってもらうか、あるいは、そういう契約をどう結ぶかというそういうことについてはもう管理機構が一切やるということになるわけですか、県が。地元は時々、課長を中心に集まって、地元の人たちのその都度合意を得て進めていくということになるんでしょう

けれども、最終的なものはもう管理機構、県が全てやっていくんだとこういうふうを考えてよろしいような事業なんですか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 一度全て管理機構のほうに管理権を設定するようにはなりますが、その担い手として誰を出すかというのは、それは地元で決めることでございますので、地元でこの方たちを担い手として、この方たちに貸し付けると。形上、管理機構に貸すという形に、間に管理機構は入りますが、地元の人たちから担い手に貸すというような、単純に言えばそんなような形にはなっております。ですから、管理機構で勝手に誰かに貸しちゃったり、そういうことではございません。あくまで地元で誰を担い手として設定するか、誰をその作業者として設定するか等に従って管理機構では貸すようになりますので、勝手に誰かに貸したりするものではございません。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）即身仏をより多くの人々にみてもらい、町観光と文化施策の充実を図ることについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 即身仏のことについては、今議会でも4番議員から出ましたが、本当にこれは浅川町の誇るべき文化財でもありますし、宝物だと私は考えていますし、町もそう考えているんだというふうには思いますが、いわゆるこの即身仏は、生きたまま入定するという、そういう全国ではただ一つと言っていい、そういう即身仏なんです。まさに即身仏であるという、そういうことでありますから、私はもう少し町民の中でもいろいろ認識を高めてもらって、町はそのために浅川町の文化財として歴史を考える上でも、いわゆるはやり病をなくすために生きたまま入定したんだとこういうことをいろいろな形で町民の中にも広めていくこと、これは吉田富三記念館でもそうですけれども、私は根本的に大事なことだと思うんです。

私はこの質問の中では、こういう地元の町民の方々の認識を変えていくと同時に、その中でももっともっと全国的にこの即身仏を良い意味で宣伝していく、そして、浅川町の花火とともに、吉田富三記念館、そして即身仏、城山、こういう観光の面でも私は浅川町のそういう心向き、ことを大いに宣伝する必要があるんだろうと思うんです。私はそういう意味で、宣伝をもう少し、もう少しというか、もっともっと飛躍的にしていく必要があるだろうと思うんです。トイレの問題も出ましたけれども、確かに水洗トイレがなければ、大変であれば簡易トイレを設置するとか、いろいろ工夫をしながらも、とにかく町のこの宝物を活用していく、活用させていただく、こういうことをまず考えなくてはならないというふうに思うわけであります。

そこでお伺いしたいんですけども、もっともっとやっぱりいろいろな意味で、良い意味で宣伝をする。これは案内の標識というんですか、案内の立て看板や、新聞や、あるいは様々な町の催しの中でも、この即身仏のそういう宣伝をしていくというようなことも私は必要だと思うんです。例えば、あの1,600人からのいわゆるロードレースのそういう参加者にも、帰りにはぜひ即身仏や記念館を見ていってくださいというふうに案内をして、町のバスを出して無料で、いや、拝観料だけはもらうとしても、バスでの送迎をやっていくようなそういう事前の宣伝なんかもして広げる必要があるだろうし、また、繰り返すようですけれども、町民もまだまだ即身仏を拝観していない、そういう方が多いんです。ですから、そういう方々にも無料バスなんかを1か月

に1回ぐらい、地域を設定してもいいですけども、やはり見てもらおうと。こういうことなんかも活用して、そして認識を深めていって、広めていく。そういうことをぜひやってほしいなとこういうふうに思うのであります。

須賀川の私の学校の恩師の先生が、文化団体としてかつて浅川町のこの即身仏を見に来たそうです。浅川町には本当大した宝物あるんだなとこういうことをその先生は言っておりましたけれども、もっともっとやっぱり宣伝をすると、こういうことをこの際飛躍的に高めていく必要があるだろうとこういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

即身仏につきましては、町の重要な観光資源であると認識しております。拝観者数は特別展の効果により増加傾向となっております、年間400名の方々に拝観いただいております。

ロードレース大会の際には、保存会の方々のご協力により、ロードレース大会終了後に予約不要で拝観できるよう対応していただき、十数名の方々に拝観していただくことができました。

さらに、11月25日土曜日には入定340周年記念講演会の開催を予定しており、保存会と連携しながら即身仏を広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町もそれなりに努力をしているんだと思うんですけども、もっとやっぱり飛躍的というんですか、金がかかるんでしょうけれども、例えば花火の宣伝と同時に民報や民友なんかにもこういう即身仏や記念館の宣伝を併せて広告していくとか、そういう工夫をすべきだと思うんです。と同時に、先ほども言いましたけれども、町民の中にまだこの即身仏を拝観したことがない、そういう方々が非常に多いんです。これらもぜひ計画を立てて、一人でも多くの町民が拝観する、できる、そういう工夫もしてほしいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私はこの1年間、様々なPRをしております。そして、新聞にも掲載しております。新聞に1回載ると何十万とかかるんですが、令和5年度は新聞に数回載せております。そういう効果がありまして、即身仏は年間400人です。記念館に関しては、令和4年度700人増えているんです。ですから、これは本当に職員の方々はじめ、本当に皆様のご協力により、ここ浅川町の文化に関してはかなり伸びておりますので、今後とも一生懸命やらさせていただきます。

そしてまた、11月25日、これは今、脳科学者、中野信子さんを即身仏をものすごくPRしていただいておりますので、記念講演を予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町民の方にもぜひ一人でも多くやっぱり見てもらおうということが私は非常に大事だと思うんです。その方々がこの即身仏は普通のミイラ様ではないんだと。全国でもただ一つ、そして国立博物館

でも全国のところを回った、そういう自分の身を挺してはやり病をなくすために即身仏となったんだというそういうことも含めて、町民の方々にもぜひ見てもらう、そういう催しというんですか、そういうことも計画してみてもと思うんですが、いかがですか。幸い町のバスがあるわけですから、活用して。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ロードレースの際にも、本当にPRのためにバスを出して、数十人無料で見せていただきました。本当に大変見た方は感激しておりましたので、そういうことも様々なことをやっていきたいと思っております。

それと、11月25日、入定340周年講演を先ほど言ったとおりにやりますので、町民に広くPRしていきたいと思っております。当然、これ広報や新聞にも載せていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） バスなんかを利用して町民に見てもらう、そういう催しもやったらどうかというその点についてはどうですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） それは担当課とよく相談しながら、本当に町民にもう一度即身仏や記念館を見ていただくよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（5）町道新宿線の拡幅整備促進についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町道152号線ですか、町道新宿線の拡幅整備についてであります。

この線は、もともとは農地整備と同時に道路が造られて町道になっていったというそういう経過だと思うんです。俗に、畑田、山白石に行く道路にサクタヤという商店がありますけれども、あそこから真っすぐのように、国道118号のノーサンフーズの近くの電気屋のところに真っすぐ行くその町道なんです。この町道は、国道が渋滞したり、国道がどうのこうのということになった場合には、迂回路になるようなそういう役割を持っているんです。そういうことを何のときだか、交通事故が何かのときですか、あの道路が混み合ったということを実際に見ております。ただ、道路法に基づいて造った道路でないで、普通車が交差できるような状況にはちょっとないんです、片方に土側溝があったり、片方は土手があったりして。ですから、この際、あそこに公営住宅があったんですけども、それは取壊しをされて、その地域にすみれというデイサービスセンターができました。その北側には、国道のそばに公営住宅があります。ですから、あの地域は非常に、これは俗な話ですけども、花火なんか見るのにもう車がいっぱいになったり、花火大会でも活用されているというような道路でもあるんです。ぜひあの道路は将来にわたって、私は重要な路線になっていくであろうというふうに思うのです。あの地域の道路の整備ももちろん引き続き、縦、横、住宅からすみれというデイサービスを通じて来る道なんかも、将来にわたっては拡幅整備が必要だと思うんですけども、当面この152号、町道新宿線について整備をすべきだろうと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道新宿線につきましては、国道118号から県道浅川古殿線付近までの路線で、延長は507メートル、改良舗装済みの1車線の路線で、舗装幅が3メートルであります。

この新宿線の東側には、町道城山団地線があります。城山団地線の沿線には町営住宅があり、また、新設されたデイサービスすみの開所に伴い、交通量の増加が見込まれることから、今年度、幅員が狭い路線の一部について、側溝整備により道路を拡幅するため、設計業務を行い、令和6年度には拡幅工事を実施したいと考えております。

新宿線の拡幅整備につきましては、城山団地線拡幅工事完了後の交通状況を確認し、他路線の拡幅計画なども勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）生産費を補償する米価制度を国がつくり、農業を守る国政実現への認識と推進をはかる努力をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 生産費を補償する米価制度を国がつくり、農業を守る国政実現への認識と推進を図る努力をということであります。

農業施策については、各地方自治体が本当にいろいろ工夫しながら、国の施策の不備なんかを是正するような思い切ったことから細かい助成をして、地域の農業を守っている。そういうことが地方自治体の予算の中でも多く表れています。浅川町でも飼料米の奨励金や農機具の購入の担い手に対する助成あるいは肉用牛の導入に対する補助とか、様々な工夫をした、そういう施策が推進されております。

しかし、地方自治体の努力にもかかわらず、年々その地域の農業が衰退していっております。そしてまた、畜産も農作物も、もちろん米も割に合わないものになって来つつあるんです。現に、米なんかはもう本当に大変な状況になっていると。しかも、こういう状況の中でも、70万トンも貿易の自由化だというようなことで外国から米を買っているんです。その買っている米が日本で生産する米よりも、その3倍近く今高くなっている。こういうのが現実なんです。だから、そういう3倍近く払うような米を貿易の自由化だからこれはやむを得ないんだということで70万トンも買っているんです。とんでもない話ではないでしょうか。こういうことをやっぱり基本的になくして、貿易の自由化だということで、何でもかんでも輸入をどんどんやっていくと。そのことが今の国政の、農政の基本になっているんです。

一方では、毎年農業予算は国の段階でも減らされているんです。今増えているのは、何といたっても防衛予算です。軍事予算です。もう農業予算よりもはるかにとは言わないですけども、少なかったんでありますが、今はもうどんどんそれを引き抜いて、農業予算のやがて倍もするようなそういう金額にこの防衛予算がなっていくだろう。もう明らかなんです。

こういう農政を続けていって、地方自治体が様々な奨励金を出して、細かい施策の頑張りをしても、基本的に農業は守られないし、発展はしないんです、この日本では。やっぱりこの生産費を償う農畜産物の価格補償制度をきちんと確立しなかったら、日本の農業は衰退の一途をたどると。自給率もますます先進国では最低、

そういうこの国がますますひどくなっていくんだらうと、農業がです。ですから、農業の時給なんてというのは、ちょっと長くなって申し訳ありませんけれども、普通の時給が一般的に1,670円かその辺になっているんです、産業全体の中では。ところが、農業の場合には、何と時給は10円とか18円とかなんです。これは統計でちゃんと出ているんです。国の奨励金を除いてでありますけれども、そんな時給の国は世界中どこ探してもないんです。アメリカなんかはもうどんどん農業の発展のために、農業を守るために輸出奨励金とか様々な補助金を出して農業を守っている、畜産物を守っているという状況なんです。日本の農政を考えたら、本当に私ははらわたが煮えかえるような思いであります。

農家の方は本当にそういう意味では農家の方だけではありませんけれども、とりわけ今まで肉体労働で稲を1株1株植えたり、馬や牛で耕したり、代をかいったり、肉体労働をしながら苦勞をして経済を支えてきた。そしてまた、地方をそれなりに発展させてきた、そういう原動力になってきたと思うんです。それなのに、このままいったら、もう日本の農業は目も当てられないと。そして、やがては大企業並みの法人が農地をにぎって、そして、食料の価格まで采配するようなそういう国になってしまうのではないかというふうに、今のままでいけば心配されるわけでありまして。そういう国の農政に対して、私は何としても、少なくともこの生産費に見合う農畜産物が、とりわけ米、これが生産費に見合うそういう価格、今だったら60キロで1万8,000円程度のそういう価格補償を国がやっぱりしなかったらやっていけない。こういうふうになっていくんだらうと思うんです。町長も農家生まれでありますし、苦勞して農業の実態はもう分かるわけでありまして、首長としてこの際、現状の自民党や公明党の政権の施策、こういうものを変えていく、農業を守っていく、地方を守っていく、こういうことに対してきちっとやはり国や県あるいは格段にものを言う……

○議長（水野秀一君） 角田議員、長くなってきていますので、まとめてください。

○10番（角田 勝君） 分かりました。そういう態度をはっきり表して具体化して行ってほしいと思うのでありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

米作りは、浅川町にとっても大事な基幹産業の一つであります。農業を守る政策を進めるよう引き続き国に要望していくことはもちろんですが、町といたしましても、これまで飼料用米に対する助成や国の交付金などを活用した助成を行ってきたところであります。今後も本町で農業を継続することができるようJA等関係機関と連携しながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、私は農家の収入が安定するためには、もうかる農業の実現が重要であり、高く売れる米や野菜を作り出すことが必要と考えております。そのためには、浅川町の米、野菜はおいしいと多くの人に知ってもらい、浅川町の農産物の認知度を上げ、その付加価値を上げていく必要がありますので、吉田富三記念館での物産展やロードレース大会、そして、東京の日本橋ふくしま館ミデッテでの物販など、町内外へのPRを強化してきたところであります。

まずは知ってもらい、食べてもらうことが第一歩だと考えておりますので、今後もこのようなPRは継続し、浅川町の米作り、ひいては農業を守る取組を前に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、本当に揺るぎなく進めていただきたいと思います。本当に今、農業における世界における自給率が37%なんていうのは、先進国で最低ですから。そして、今の食料全体の生産、こういうものは日本ほど生産に恵まれている国は世界でまれだということです。時々大水が出たりしますけれども、山火事がどんどん続くような大乾燥なんかもないし、それから、様々な自然環境は緑いっぱいだし、山が7割だというふうに言われておりますけれども、非常に食料を生産するのに適した国は、日本ほど恵まれている国はないと言われるんです。そういう中で日本の米が、70万トンも外国から輸入して、余っているんだからもっと安くしなきゃ駄目なんだなんてそんなことを言う政治家がおりますけれども、とんでもない話なんです。70万トンをストップしただけでも、日本の米の値段はやはり上がっていくんです。そして、国は少なくとも、スイスとかデンマークとか、ああいう国が高いところにつくった、高原のようなところにつくった牛乳の値段と平地の楽にできる大規模なミルクは値段が違くと、そういうものを国が保証していると。そういう国に一歩でも近づくように、ぜひ首長として置かれた立場で最大限の農業を守り、地域を守る、町民の暮らしを守っていく、浅川町の基幹的な産業である農業を守っていくというそういう点で、なお一層の研さんを積んで努力をしていただきたいと思います、そういう希望を述べて終わりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 10番議員の熱い農業に対する思いは、本当に毎年毎年言われて分かっております。話は違いますが、議員で約50年間本当に大変ご苦勞さまでありました。この50間、農業農業で来た思いは本当に思っております。

私も小さな農家で6人きょうだいとして、親の苦勞はよく知っております。やはり私は今後地域を守り、農家を必ず守っていくことをお約束いたします。本当にありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時17分